

令和元年9月5日

第6回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第 68 号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 9 月 5 日提出

日南町長 中村 英明

計画の中で平成 28 年度から令和 2 年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|------|------|----|-------------------|--|---|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|---|---|--|--|--|---|--|--|-----|------|------|----|-------------------|--|---|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|---|---|--|--|--|---|--|--|--|---|--|--|
| <p>2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> | <p>P. 19の表中</p> <table border="1" data-bbox="472 392 1200 1219"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(11) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る) | 町 | | | タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | 県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | 簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | | | 日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する) | 町 | | <p>P. 19の表中</p> <table border="1" data-bbox="1274 392 2002 1398"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(11) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td>災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>集落除雪対策支援事業 (生活道・歩道・高齢者世帯など地域に必要な除雪作業を行うため、地域が主体となって導入する除雪機に対して補助金を交付する)</u></td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る) | 町 | | | タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | 県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | 簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | | | 日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する) | 町 | | | <u>集落除雪対策支援事業 (生活道・歩道・高齢者世帯など地域に必要な除雪作業を行うため、地域が主体となって導入する除雪機に対して補助金を交付する)</u> | 町 | | |
| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11) 過疎地域自立促進特別事業 | 災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する) | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>集落除雪対策支援事業 (生活道・歩道・高齢者世帯など地域に必要な除雪作業を行うため、地域が主体となって導入する除雪機に対して補助金を交付する)</u> | 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

過疎地域自立促進市町村計画参考資料

議案第68号資料

1. 事業計画(平成28年度～令和2年度)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|------------------|-----------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--|--|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | | | |
| 1. 産業の振興 | (1) 基盤整備 | 農 業 | しっかり守る農村基盤交付金 | 町 | 71,000 | 11,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | 15,000 | | |
| | | | 基盤整備事業負担金 | 県 | 17,800 | 2,100 | 4,800 | 10,900 | | | | |
| | | 林 業 | 公有林整備 (保育管理等) | 町 | 136,000 | | | | 68,000 | 68,000 | | |
| | | | 町産材利用促進助成 | 町 | 900 | | | | 450 | 450 | | |
| | | | 合板・製材生産性強化支援事業 | 町 | 83,400 | 83,400 | | | | | | |
| | | | 林業成長産業化対策事業 | 町 | 523,736 | | 48,486 | 106,250 | 190,000 | 179,000 | | |
| | | | 日野川の森林木材団地整備事業 | 町 | 620,000 | | | | 620,000 | | | |
| | (3) 経営近代化施設 | 農 業 | 農業機械導入補助 | 町 | 12,850 | | | 2,850 | 5,000 | 5,000 | | |
| | | 林 業 | 高性能林業機械導入補助 | 町 | 35,000 | | | 35,000 | | | | |
| | (7)商業 | 共同利用施設 その他 | 中心地域整備事業 隣接地等整備 | 町 | 6,000 | | | | 3,000 | 3,000 | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|--------------|--|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 担い手集積助成事業(担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る) | 町 | 22,000 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | 4,400 | |
| | | 農業者支援補助事業(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る) | 町 | 19,600 | 5,000 | 2,500 | 2,100 | 5,000 | 5,000 | |
| | | 山林情報バンク事業委託(山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図り、適正な管理を実施する) | 町 | 1,845 | 1,845 | | | | | |
| | | 野菜等振興補助(農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る) | 町 | 71,000 | 14,000 | 17,000 | 15,000 | 12,500 | 12,500 | |
| | | 特産品ブランド化事業(現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る) | 町 | 12,000 | | | 2,000 | 5,000 | 5,000 | |
| | | トマト選果場利用促進事業(出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる) | 町 | 29,600 | 6,000 | 6,000 | 7,000 | 5,300 | 5,300 | |
| | | 簡易水道原水等のペットボトル化(地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る) | 町 | 2,000 | 1,000 | 1,000 | | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|--------------|---|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する) | 町 | 600 | 600 | | | | | |
| | | 町産米検査料助成事業(町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る) | 町 | 29,341 | 4,190 | 4,736 | 6,805 | 6,805 | 6,805 | |
| | | 雌牛導入奨励事業(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る) | 町 | 5,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | | ワークライフバランス推進事業(仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る) | 町 | 900 | 900 | | | | | |
| | | 観光ウェブサイト制作委託事業 (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。) | 町 | 5,000 | | 5,000 | | | | |
| | | 古民家活用体験事業 (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。) | 町 | 7,500 | | 3,000 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | | 小規模事業者経営改善資金利子補給事業 (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。) | 町 | 961 | | 146 | 215 | 300 | 300 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|------------------------------------|--------------|---------------------------------|----------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| (3) 林道 | 橋りょう | 日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m | 町 | 140,000 | | | | 30,000 | 110,000 | |
| | | 立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m | 町 | 70,000 | | | | 10,000 | 60,000 | |
| | | 野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m | 町 | 33,075 | 33,075 | | | | | |
| | | 町道内方線 L=400m W=4.0(5.0) | 町 | 90,000 | 5,238 | 32,800 | 36,000 | 15,962 | | |
| | | 北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m | 町 | 20,000 | | | | 15,000 | 5,000 | |
| | | 舗装修繕・霞福塚線外19路線 | 町 | 131,435 | 9,435 | 10,500 | 31,500 | 40,000 | 40,000 | |
| | | 法面修繕 日南病院線ほか10路線 | 町 | 168,607 | 47,107 | 29,100 | 12,400 | 40,000 | 40,000 | |
| | | トンネル修繕 三国山線 | 町 | 5,748 | 5,748 | | | | | |
| | | 町道落石危険防止対策事業 | 町 | 70,000 | 28,760 | 10,275 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| | | 橋りょう補修 塚原上石見線外21路線 | 町 | 108,016 | 35,366 | 39,650 | | 23,000 | 10,000 | |
| 林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m | 町 | 384,586 | 54,586 | 72,000 | 83,000 | 175,000 | | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|-----------------------------|--|----------|-----------|--------|--------|---------|---------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m | 鳥取県 | 6,624 | 2,424 | 4,200 | | | | |
| | | 道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m | 鳥取県 | 23,317 | 3,067 | 6,750 | 6,000 | 7,500 | | |
| | | 県営窓山林道整備事業負担金 L=250m, | 鳥取県 | 52,498 | 5,490 | 8,383 | 9,750 | 16,875 | 12,000 | |
| | | 林道船通山線法面修繕事業 | 町 | 87,000 | | | 17,000 | 20,000 | 50,000 | |
| | (6)電気通信施設等 情報化のための 施設 | 行政防災無線更新(デジタル化) | 町 | 700,000 | | | 318,000 | 382,000 | | |
| | 有線テレビジョン放送施設 | その他の情報化のための施設(地域 チャンネルHD化) | 町 | 11,394 | 11,394 | | | | | |
| | | CATV設備等の更新に向けての施 設整備事業(FTTH化) | 町 | 874,998 | | | 33,156 | 666,820 | 175,022 | |
| | (7)自動車等 | 自動車 | 町 | 140,900 | 18,600 | 30,900 | 29,900 | 32,600 | 28,900 | |
| | (9)道路整備機械等 | 除雪ドーザ6台 | 町 | 79,411 | 17,626 | 9,785 | 10,000 | 17,000 | 25,000 | |
| | (11)過疎地域自立 促進特別事業 | 災害時緊急情報システム導入(災害 情報等をケーブルテレビなどに表示 するためのシステムを導入し住民の 安全を図る) | 町 | 3,800 | 1,700 | 1,700 | 400 | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主 体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|-------------------|--|--------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年 度 別 区 分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | タクシー利用助成(町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | 53,800 | | 19,000 | 11,600 | 11,600 | 11,600 | |
| | | 県境を跨いだ広域バス運行への補助(バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る) | 町 | 2,700 | 500 | 400 | 600 | 600 | 600 | |
| | | 日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する) | 町 | 16,400 | 2,000 | 2,250 | 4,050 | 4,050 | 4,050 | |
| | | 集落除雪対策支援事業 (生活道・歩道・高齢者世帯など地域で必要な除雪作業を行うため、地域が主体となって導入する除雪機に対して補助金を交付する) | 町 | 30,000 | | | | 14,000 | 16,000 | |
| | (12) その他 | バス停設置助成 | 町 | 4,000 | | | | 2,000 | 2,000 | |
| | | 生山駅バリアフリー化 | 町 | 40,000 | | | | 40,000 | | |
| | 小 計 | — | — | 3,967,926 | 325,583 | 315,743 | 716,456 | 1,803,007 | 806,172 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 106,700 | 4,200 | 23,350 | 16,650 | 30,250 | 32,250 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 106,700 | 4,200 | 23,350 | 16,650 | 30,250 | 32,250 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|----------------|-----------------------------|-------------------|------------------|-----------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| 3. 生活環境の 整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 簡易水道統合整備事業 | 町 | 450,000 | 60,000 | 196,000 | 94,000 | 50,000 | 50,000 | |
| | | 家庭用水施設整備推進事業 | 町 | 3,040 | | | | 1,520 | 1,520 | |
| | (2) 下水道処理施設 農村集落排水 施設 | 農業集落排水処理施設整備事業 | 町 | 103,200 | | | | 53,200 | 50,000 | |
| | | 浄化槽市町村整備推進事業 | 町 | 58,000 | 8,700 | 4,100 | 15,100 | 15,100 | 15,000 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 清掃センター設備改修 | 町 | 163,847 | 34,294 | 9,553 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | |
| | | し尿処理施設 | 三町 | 265,737 | 265,737 | | | | | |
| | | その他 | プラスチック選別処理施設整備事業 | 西部広域 | 50,300 | 50,300 | | | | |
| | (5) 消防施設 | 可搬消防ポンプB3級 10台 | 町 | 16,607 | 4,500 3台 | 3,800 2台 | 2,607 2台 | 1,900 1台 | 3,800 2台 | |
| | | 耐震性貯水槽整備 2基 | 町 | 33,400 | | 16,700 1基 | | 16,700 1基 | | |
| | | 公設消防車 1台 | 町 | 27,831 | | | 27,831 1台 | | | |
| | | 消火栓 11基 | 町 | 10,600 | 800 1基 | 800 1基 | 3,000 3基 | 3,000 3基 | 3,000 3基 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | |
|----------------------|--------------|--|----------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| (7) 過疎地域自立 促進特別事業 | | 賃貸住宅建設促進事業(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す) | 町 | 6,376 | 1,081 | 865 | 1,464 | 1,599 | 1,367 | |
| | | 集会所等の整備助成(地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る) | 町 | 13,600 | 5,600 | 5,000 | 3,000 | | | |
| | | 住宅改修助成(住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる) | 町 | 42,000 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | | | |
| | | 簡易水道施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | 2,600 | | | 2,600 | | | |
| | | 簡易水道施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る) | 町 | 29,600 | | | 29,600 | | | |
| | | 公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する) | 町 | 7,000 | | | 7,000 | | | |
| | | 農業集落排水処理施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る) | 町 | 2,600 | | | 2,600 | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------|--|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 農業集落排水処理施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る) | 町 | 25,000 | | | 25,000 | | | |
| | | 公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する) | 町 | 25,900 | | 18,900 | 7,000 | | | |
| | | 定住促進住宅建設助成事業(人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で賃借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。) | 町 | 16,800 | | 4,300 | 12,500 | | | |
| | (8)その他 | 河川掘削維持工事 | 町 | 4,000 | | | | 2000 | 2000 | |
| | 小計 | — | — | 1,358,038 | 445,012 | 274,018 | 287,302 | 185,019 | 166,687 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 171,476 | 20,681 | 43,065 | 104,764 | 1,599 | 1,367 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 171,476 | 20,681 | 43,065 | 104,764 | 1,599 | 1,367 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び | (1) 高齢者福祉施設 その他 | 特別養護老人ホームデイサービスセンター 特殊介護浴槽購入 | 町 | 5,600 | 5,600 | | | | | |
| | | 高齢者福祉施設の改修 | 町 | 8,100 | 4,100 | | | 2,000 | 2,000 | |
| | | 高齢者福祉施設の設備機器更新 | 町 | 62,300 | | 21,700 | 10,600 | 15,000 | 15,000 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主 体 | 変更後 | | | | | | |
|-----------------------------|--|----------------|--------------|-----------|--------|-------|-------|--------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | 高齢者生活福祉 センター 老人ホーム | デイサービスセンターの整備 | 町 | 260,900 | | | | 13,400 | 247,500 | |
| | | 高齢者生活福祉センターの改修 | 町 | 3,000 | | | | | 3,000 | |
| | | サービス付き高齢者住宅の整備 | 民間 | 515,800 | | | | 20,800 | 495,000 | |
| (3)児童福祉施設 保育所 | 保育施設の改修・更新 | 町 | 800 | 800 | | | | | | |
| | 保育園プレジャーキッズ整備 | 町 | | | | | 4,928 | | | |
| (5)障がい者福祉施設 障がい者支援 施設 | 障害者グループホーム整備 | 町 | 13,300 | | 13,300 | | | | | |
| (8)過疎地域自立 促進特別事業 | ワークライフバランス支援(子どもの見守り を行うことで、仕事と家庭のバランス を保ち、子育てしやすい環境を目指す) | 町 | 22,000 | | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | | |
| | 介護福祉人材育成奨学金制度(介 護人材の育成・確保を目的に、介護 系資格の取得を目指す学生に対し、 奨学金を貸与する。卒業後、一定の 条件を満たした場合、返還を免除す る) | 町 | 20,470 | 470 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | | |
| | 家庭看護力の向上(診療に携わる小 児科医師より、子どもの急変時等の 対処法を直接聴き、保護者及び家族 の家庭看護力を向上させ、不安軽減 を図るとともに適切な医療受診行動 を取れるように支援する) | 町 | 3,060 | 400 | 665 | 665 | 665 | 665 | 665 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|----------------------|---|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。) | 町 | 7,200 | | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | |
| | | 中山間地域介護サービス確保対策事業 (介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。) | 町 | 20,000 | | | | 10,000 | 10,000 | |
| | 小計 | — | — | 942,530 | 11,370 | 47,965 | 23,565 | 79,093 | 785,465 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 72,730 | 870 | 12,965 | 12,965 | 22,965 | 22,965 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 72,730 | 870 | 12,965 | 12,965 | 22,965 | 22,965 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 5. 医療の確保 | (1) 診療施設 病院 | 病院施設の改修等 | 町 | 10,000 | | | | 10,000 | | |
| | | 医療機器等整備 | 町 | 74,200 | 11,800 | 16,500 | 5,900 | 20,000 | 20,000 | |
| | | 医師住宅、職員住宅の整備改修 | 町 | 30,000 | | | | | 30,000 | |
| | (3) 過疎地域自立 促進特別事業 | 医療技術職員資格取得資金貸付事業(将来町立病院の看護師を目指す人に資格取得に要する経費の貸付支援を行い、取得後採用した場合には返済を免除する) | 町 | 6,000 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|--------------------|--|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 職員就職支度金貸付事業(医療スタッフ確保のために、就職の際に必要な経費等を支度金として貸し付ける) | 町 | 20,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | | |
| | | 医療職員確保のための情報発信委託事業(医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る) | 町 | 5,500 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | |
| | | 過疎地の勤務医論文検索システム対策(医師の医療研究のためのインターネットによる学術論文検索サービスを提供するための経費) | 町 | 1,000 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| | | 過疎地の勤務医研修支援事業(特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策) | 町 | 3,500 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| | 小計 | — | — | 150,200 | 20,000 | 24,700 | 14,100 | 38,200 | 53,200 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 36,000 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 3,200 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 36,000 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 3,200 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 6. 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 老朽化施設の改修 | 町 | 55,000 | | | | 37,000 | 18,000 | |
| | 教職員住宅 | 教員住宅整備改修 | 町 | 11,600 | 11,600 | | | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主 体 | 変更後 | | | | | | |
|--------------|-----------------------|---|------------------------------|-----------|---------|--------|---------|---------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | 屋内運動場 | 照明機器等改修 | 町 | 8,000 | | | 8,000 | | | |
| | | 衛生設備改修 | 町 | 30,000 | | 15,000 | | 15,000 | | |
| | (3)集会施設、体育施設等 集会施設 | 地域振興・活性化センター・まなび宿 等整備・改修 | 町 | 115,200 | | 12,200 | 103,000 | | | |
| | | 体育施設 | 社会体育館整備(小学校体育館併 用)(耐震補強等) | 町 | 488,000 | | 38,000 | 450,000 | | |
| | | テニスコート整備(駐車場整備) | 町 | 15,000 | | 15,000 | | | | |
| | | 総合グラウンド夜間照明改修(LED 照明) | 町 | 92,600 | | | | | 92,600 | |
| | 図書館 | 図書館システム改修 | 町 | 10,010 | | | | 10,010 | | |
| | (4) 過疎地域自立 促進特別事業 | 学校や家庭における教育支援(指導 補助者の配置や教員県研修会等 を実施し、地域全体で教育を支えるま ちづくりを目指す) | 町 | 100,000 | 28,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | |
| | | 国際交流事業(海外派遣事業など国 際交流を通じて英語に対する興味関 心を高め、国際感覚と英語でのコ ミュニケーション力の育成を図る) | 町 | 14,800 | 4,800 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | |
| | | ICT教育の充実(ICT機器の導入・更 新およびデジタル教材の作成など、I CT教育の推進により効果的効率的 な学習を支援する) | 町 | 33,500 | 27,500 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | |
|-----------------|----------------------|---|----------|-----------|--------|---------|---------|--------|---------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 高等学校教科書等助成事業 (日南町に居住または日南町出身者の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の教科書と副教材の費用を対象として補助する。) | 町 | 6,300 | | 1,700 | 1,600 | 1,500 | 1,500 | |
| | | 高等学校等通学費等助成事業(日南町在住又は出身の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の通学費等の費用を対象として補助する。) | 町 | 15,100 | | | 5,100 | 5,000 | 5,000 | |
| | 小計 | — | — | 995,110 | 71,900 | 104,400 | 590,200 | 91,010 | 137,600 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 169,700 | 60,300 | 24,200 | 29,200 | 29,000 | 27,000 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 169,700 | 60,300 | 24,200 | 29,200 | 29,000 | 27,000 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 7. 地域文化の 振興等 | (2) 過疎地域自立 促進特別事業 | 文化団体活動助成(サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る) | 町 | 4,000 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|----------------------|---|----------|-----------|--------|--------|-------|---------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 特色ある地域活動助成(地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する) | 町 | 3,500 | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| | (3) その他 | 文化センター設備等改修工事 | 町 | 151,400 | 25,400 | | | 96,000 | 30,000 | |
| | | 郷土資料館の整備 | 町 | 16,100 | | | | 16,100 | | |
| | | 文化センター舞台装置更新 | 町 | 31,000 | | 31,000 | | | | |
| | 小計 | — | — | 206,000 | 26,900 | 32,500 | 1,500 | 113,600 | 31,500 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 7,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 7,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 8. 集落の整備 | (1) 過疎地域集落 再編整備 | 過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等) | 町 | 61,539 | 61,539 | | | | | |
| | (2) 過疎地域自立 促進特別事業 | 集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む)(集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する) | 町 | 28,280 | | 4,880 | 7,800 | 7,800 | 7,800 | |
| | | 地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成(地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る) | 町 | 13,837 | 2,328 | 2,449 | 3,060 | 3,000 | 3,000 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | |
|-------------------------------|---------------------|---|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 若者の結婚・定住の促進(婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す) | 町 | 3,000 | | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | | 中心地ゾーン現地測量等事業(中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する) | 町 | 5,000 | | | 5,000 | | | |
| | | 新卒者等地域就業支援事業(新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る) | 町 | 10,800 | | | 3,600 | 3,600 | 3,600 | |
| | | 空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る) | 町 | 15,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |
| | 小計 | — | — | 137,456 | 66,867 | 10,329 | 23,460 | 18,400 | 18,400 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 75,917 | 5,328 | 10,329 | 23,460 | 18,400 | 18,400 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 75,917 | 5,328 | 10,329 | 23,460 | 18,400 | 18,400 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| 9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項 | (1)過疎地域自立 促進特別事業 | 家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める) | 町 | 6,820 | | | 2,620 | 2,100 | 2,100 | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 変更後 | | | | | | 備考 |
|--------------|-------------------------|--|----------|-----------|-------|-----|--------|--------|--------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | | 木質バイオマス発電事業助成(木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る) | 町 | 50,000 | | | | 50,000 | | |
| | | 土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業(現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る) | 町 | 8,000 | | | | 8,000 | | |
| | | LED等防犯灯の設置助成(地域の安心・安全や省エネルギー化を図る) | 町 | 2,500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | | 住民参画協議会の実施(移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る) | 町 | 440 | | | | 40 | 400 | |
| | (2)自然エネルギーを利用するための施設・整備 | 木質バイオマスエネ利用設備 | 町 | 26,800 | | | | | 26,800 | |
| | | 新石見小水力発電所導水路改修 | 町 | 28,000 | | | 28,000 | | | |
| | | 高齢者福祉施設太陽光発電設備整備 | 町 | 38,600 | | | | | 38,600 | |
| | 小計 | — | — | 161,160 | 500 | 500 | 31,120 | 60,640 | 68,400 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 67,760 | 500 | 500 | 3,120 | 60,640 | 3,000 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 67,760 | 500 | 500 | 3,120 | 60,640 | 3,000 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主 体 | 変更後 | | | | | | |
|--------------|-------------------|------|--------------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|----|
| | | | | 概算 事業費 | 年度別区分 | | | | | 備考 |
| | | | | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |
| | 総計 | | | 10,021,682 | 1,172,146 | 995,860 | 1,978,848 | 3,415,668 | 2,463,123 | |
| | (うち過疎地域自立促進特別事業分) | — | — | 1,192,512 | 189,806 | 216,568 | 297,804 | 275,603 | 212,731 | |
| | 過疎債ソフト分 事業実施分 | — | — | 1,192,512 | 189,806 | 216,568 | 297,804 | 275,603 | 212,731 | |
| | 過疎債ソフト分 基金積立分 | — | — | | | | | | | |
| | 基金取崩分 | — | — | | | | | | | |

議案第69号

日南町印鑑条例の一部改正について

次のとおり、日南町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町印鑑条例の一部を改正する条例

日南町印鑑条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録された氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。） 又 は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで</p> | <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録された氏名、氏名、 若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（</p> |

| | |
|--|---|
| <p>きる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項第1号から第7号に掲げる事項については、磁気ディスク _____ _____により作成することができる。 (登録のまっ消等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>_____外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項第1号から第7号に掲げる事項については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により作成することができる。 (登録のまっ消等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名、氏 _____ _____又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> |
|--|---|

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第70号

日南町税条例の一部改正について

次のとおり、日南町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町税条例の一部を改正する条例

日南町税条例（昭和47年条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------------|-----------------------------|--|---------------|------------------------------|
| 第2章 普通税 第1節 町民税 （寄附金税額控除） 第34条の7（略） 2・3（略） 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄付金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄付金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄付金とする。 | | | 第2章 普通税 第1節 町民税 （寄附金税額控除） 第34条の7（略） 2・3（略） 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄付金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄付金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄付金とする。 | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 期間 |
| 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 | 鳥取市瓦町601番地 | 平成27年1月1日から 令和元年12月31日まで | 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 | 鳥取市瓦町601番地 | 平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで |
| 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801番地 | 平成27年8月1日から 令和2年7月31日まで | 特定非営利活動法人倉吉鴨水館 | 倉吉市下田中町801番地 | 平成27年8月1日から 平成32年7月31日まで |
| 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ | 八頭郡八頭町才代299番地 | 平成30年1月1日から 令和4年12月31日まで | 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ | 八頭郡八頭町才代299番地 | 平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで |

| | | |
|------------------------|---------------|----------------------------|
| 特定非営利活動法人十人十色 | 鳥取市用瀬町安蔵991番地 | 平成30年8月1日から 令和5年7月31日まで |
| 特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ | 鳥取市用瀬町屋住278番地 | 令和元年8月1日から 令和6年7月31日まで |

| | | |
|---------------|---------------|-----------------------------|
| 特定非営利活動法人十人十色 | 鳥取市用瀬町安蔵991番地 | 平成30年8月1日から 平成35年7月31日まで |
|---------------|---------------|-----------------------------|

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34四条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から令和13年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の適用を受けないときは法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和3年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34四条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の適用を受けないときは法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の

明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の

明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の

固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税宅地等固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税宅地等固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表は省略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（表は省略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附

| | |
|---|--|
| <p>則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>3～5 (略) (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u>の軽自動車税に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u>の軽自動車税に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4</p> | <p>則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>3～5 (略) (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の軽自動車税に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4</p> |
|---|--|

月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

| | |
|--|--|
| <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4（略） （個人の町民税の税率の特例等）</p> <p>第23条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>附 則(平成27年4月1日条例第18号) （町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税率は、日南町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略） (3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12（略）</p> <p>13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> | <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4（略） （個人の町民税の税率の特例等）</p> <p>第23条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>附 則(平成27年4月1日条例第18号) （町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税率は、日南町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2)（略） (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12（略）</p> <p>13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。</p> |
|--|--|

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第13項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 令和元年10月31日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 令和2年3月31日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第13項の |
| | 同項から前項まで | 同項、第5項及び前項 |
| 第7項の表第19条の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第19条第2号の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第19条第3号の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第98条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第101条第2項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第8項 | 第4項 | 第13項 |

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------------|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第13項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 平成31年10月31日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成32年3月31日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第13項の |
| | 同項から前項まで | 同項、第5項及び前項 |
| 第7項の表第19条の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第19条第2号の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第19条第3号の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第98条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第98条第5項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第100条の2第1項の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第101条第2項の項 | 附則第6条第6項 | 附則第6条第14項において準用する同条第6項 |
| 第8項 | 第4項 | 第13項 |

| | |
|--|--|
| <p>附 則(平成28年4月25日条例第18号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第3条中日南町税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成29年3月31日条例第21号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 附則第5条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> | <p>附 則(平成28年4月25日条例第18号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1条の2の規定及び第3条中日南町税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成29年3月31日条例第21号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 附則第5条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> |
|--|--|

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり、日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。 (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> | <p>第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (新設) (新設) (新設)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) <u>法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者に経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>支給認定_____の有効期間 法第21条に規定する支給認定_____の有効期間をいう。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者_____に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切な</u> _____内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程</p> | <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u> _(以下「利用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u> _____その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>_____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程</p> |
|---|--|

度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)

は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただ

度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)

は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証

_____によって、支給認定の

_____の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただ

し、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育

_____を
_____を提
供した際は、教育・保育給付認定保護者

_____から当該特定教育・
保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に
ついての法第27条第3項第2号に掲げる額をい
う。）

_____の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受
けないときは、教育・保育給付認定保護者か
ら、当該特定教育・保育に係る特定教育・保
育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる
額

し、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保
育の提供に当たっては、支給認定子ども
_____の心身の状況、その置かれている環
境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等
の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保
育の提供の終了に際しては、支給認定子ども
_____について、小学校における教育又
は他の特定教育・保育施設等において継続的
に提供される教育・保育との円滑な接続に資
するよう、支給認定子どもに係る
情報の提供その他小学校、特定教育・保育施
設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者
その他の機関との密接な連携に努めなければ
ならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保
育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。

以下この条及び次条において同じ。) を提
供した際は、支給認定保護者 (満3歳未満保
育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護

者に限る。) から当該特定教育・保育に係る
利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる
額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提
供する場合にあっては法第28条第2項第2号に
規定する市町村が定める額とし、特別利用教
育を提供する場合にあっては法第28条第2項
第3号に規定する市町村が定める額とする。)
をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受
けないときは、支給認定保護者 _____か
ら、当該特定教育・保育に係る特定教育・保
育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定す
る額(その額が現に当該特定教育・保育に要
した費用を超えるときは、当該現に特定教
育・保育に要した費用の額)をいい、当該特
定教育・保育施設が特別利用保育を提供する
場合にあっては法第28条第2項第2号に規定す
る内閣総理大臣が定める基準により算定した
費用の額(その額が現に当該特別利用保育に
要した費用を超えるときは、当該現に特別利
用保育に要した費用の額)を、特別利用教育
を提供する場合にあっては法第28条第2項第3
号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ
り算定した費用の額(その額が現に当該特別

| | |
|---|---|
| <p>_____をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u></p> <p><u>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</u></p> | <p><u>利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者_____から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者_____から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供_____に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども</u> (<u>そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。</u>)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども</u> (<u>そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。</u>)である者</p> <p>ウ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号</u> _____ までに掲げるもののほか、<u>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 <u>特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</u> (施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 <u>特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)</u> _____)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、<u>当該教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第1号から前号</u> _____ までに掲げるもののほか、<u>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者</u> _____ に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者</u> _____ に対し交付しなければならない。</p> <p>6 <u>特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者</u> _____ に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u> _____ に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 <u>特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)</u> _____)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、<u>当該支給認定保護者</u> _____ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提</u></p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (教育・保育給付認定保護者に関する町への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。 (運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>教育・保育給付認定保護者</u>から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等)</p> | <p>供証明書を<u>支給認定保護者</u> _____ に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> _____ その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u> _____ の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該<u>支給認定子ども</u> _____ 又はその<u>保護者</u> _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u> _____ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u> _____ の<u>保護者</u> _____ 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u> _____ に関する町への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u> _____ の<u>保護者</u> _____ が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。 (運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>支給認定保護者</u> _____ から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等)</p> |
|--|--|

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定

| | |
|--|--|
| <p>育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略) (苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども</u>等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p><u>子どもの保護者</u> _____の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略) (苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>支給認定子ども</u>等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>4 <u>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定・教育保育施設は、<u>教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u> <u>の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条<u>の規定による町への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)に規定する保育所に係る基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、<u>前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特</p> | <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> <u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定・教育保育施設は、<u>支給認定子ども</u> <u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する提供した<u>特定教育・保育に係る必要な事項</u>の提供の記録</p> <p>(3) 第19条に規定する<u>町への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>この条</u>において同じ。) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)に規定する保育所に係る基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含むものとして、本章</u> <u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特</p> |
|---|---|

別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号中イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる

別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもの」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。) 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日南町条例第18号。))第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては
6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)
にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては
1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文

第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を
1人以上5人以下、小規模保育事業A型(日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日南町条例第18号。))第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)
にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担
その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文

| | |
|--|---|
| <p>書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環</p> | <p>書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環</p> |
|--|---|

境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育

_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額_____)

境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する

| | |
|---|---|
| <p>_____を いう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額_____を いう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項_____の費用の額の支払を受けた場合は、当該費</p> | <p>_____を いう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、<u>第1項から前項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費</u></p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次条において準用する第12条の規定による</u> <u>特定地域型保育の提供</u>の記録</p> <p>(3) <u>次条において準用する第19条の規定による</u> <u>町への通知に係る記録</u></p> | <p>用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u> <u>費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第19条に規定する</u> <u>町への通知に係る記録</u></p> |
|--|---|

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。) 、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども

_____ (次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。) 、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業
_____ について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える

_____ものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども (次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ を含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(趣旨)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

(新設)

| | |
|---|-------------|
| <p><u>第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> <u>（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> | |
| <p><u>（利用料及び特定費用の額の受領）</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。</u></p> | |
| <p><u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</u></p> | |
| <p><u>（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書）</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</u></p> | |

| | |
|---|-------------|
| <p>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> | |
| <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第57条 用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。</p> | |
| <p>(施設等利用給付認定保護者に関する町への通知)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る町に通知しなければならない。</p> | |
| <p>(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> | |
| <p>(秘密保持等)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> | |
| <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその</p> | |

家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

- 第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による町への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

(特定保育所に関する特例)

- 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」

_____と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、町の同意を得て、」と第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 (略)

(削る)

(新設)

附 則

(特定保育所に関する特例)

- 第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)」をいう。))とあるのは「定める額をいう。))」

_____と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、町の同意を得て、」と第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は

特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| (利用定員に関する経過措置) 第3条 (略) | (利用定員に関する経過措置) 第4条 (略) |
| (連携施設に関する経過措置) 第4条 (略) | (連携施設に関する経過措置) 第5条 (略) |

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

日南町消防団条例等の一部改正について

次のとおり、日南町消防団条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

日南町消防団条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町消防団条例（昭和45年条例第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (欠格条項) 第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 (削る) <u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>(2) 第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> <u>(3) (略)</u> | (欠格条項) 第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u> <u>(3) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> <u>(4) (略)</u> |

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町職員等の旅費に関する条例（昭和46年条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>地方公務員法第16条各号</u> 又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 (略) | (旅費の支給) 第3条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、 <u>地方公務員法第16条第2号、第4号及び第5号</u> 又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 (略) |

備考 改正部分は下線の部分である。

第5条 日南町職員の分限に関する条例（昭和45年条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(失職事由の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(失職事由の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その事故が過失により生じたものであり、かつ、その情状を考慮する必要を特に認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正部分は下線の部分である。

第6条 日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> | <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> |

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

令和元年度日南町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度日南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,005,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 | | 1,223,765 | 92 | 1,223,857 |
| | 2 県補助金 | 984,047 | 92 | 984,139 |
| 19 繰越金 | | 41,427 | 6,795 | 48,222 |
| | 1 繰越金 | 41,427 | 6,795 | 48,222 |
| 21 町債 | | 1,773,888 | 7,300 | 1,781,188 |
| | 1 町債 | 1,773,888 | 7,300 | 1,781,188 |
| 歳入 | 合計 | 7,991,518 | 14,187 | 8,005,705 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 2 総務費 | | 1,628,843 | 1,159 | 1,630,002 |
| | 1 総務管理費 | 1,537,905 | 1,093 | 1,538,998 |
| | 2 徴税費 | 39,323 | 66 | 39,389 |
| 3 民生費 | | 1,159,921 | 324 | 1,160,245 |
| | 1 社会福祉費 | 798,452 | 324 | 798,776 |
| 4 衛生費 | | 977,401 | 4,359 | 981,760 |
| | 1 保健衛生費 | 323,665 | 4,359 | 328,024 |
| 6 農林水産業費 | | 2,153,659 | 4,767 | 2,158,426 |
| | 1 農業費 | 902,067 | 1,291 | 903,358 |
| | 2 林業費 | 1,251,592 | 3,476 | 1,255,068 |
| 8 土木費 | | 436,736 | △7,991 | 428,745 |
| | 1 土木管理費 | 36,161 | △7,991 | 28,170 |
| 9 消防費 | | 319,526 | 4,000 | 323,526 |
| | 1 消防費 | 319,526 | 4,000 | 323,526 |
| 10 教育費 | | 489,151 | 7,569 | 496,720 |
| | 1 教育総務費 | 115,740 | 4,054 | 119,794 |
| | 5 社会教育費 | 193,468 | 515 | 193,983 |
| | 6 保健体育費 | 84,869 | 3,000 | 87,869 |
| 歳 出 | 合 計 | 7,991,518 | 14,187 | 8,005,705 |

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------|-----------|----------------|--|---|-----------|--------|--------|--------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 過疎対策事業 | 1,315,800 | 証書借入 又は証券発行 | 10%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率) | 政府その他の資金の 借入れについては、そ の融資条件による。 ただし書当初に同じ | 1,323,100 | 補正前に同じ | 補正前に同じ | 補正前に同じ |

令和元年度日南町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 県支出金 | 1,223,765 | 92 | 1,223,857 |
| 19 繰越金 | 41,427 | 6,795 | 48,222 |
| 21 町債 | 1,773,888 | 7,300 | 1,781,188 |
| 歳入合計 | 7,991,518 | 14,187 | 8,005,705 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|--------|-----------|-----------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2 総務費 | 1,628,843 | 1,159 | 1,630,002 | | | | 1,159 |
| 3 民生費 | 1,159,921 | 324 | 1,160,245 | | | | 324 |
| 4 衛生費 | 977,401 | 4,359 | 981,760 | | 300 | | 4,059 |
| 6 農林水産業費 | 2,153,659 | 4,767 | 2,158,426 | 92 | | | 4,675 |
| 8 土木費 | 436,736 | △7,991 | 428,745 | | | | △7,991 |
| 9 消防費 | 319,526 | 4,000 | 323,526 | | 4,000 | | |
| 10 教育費 | 489,151 | 7,569 | 496,720 | | 3,000 | | 4,569 |
| 歳 出 合 計 | 7,991,518 | 14,187 | 8,005,705 | 92 | 7,300 | | 6,795 |

2 歳入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|--------------|---------|-----|---------|----------|----|------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 6 農林水産業費県補助金 | 788,512 | 92 | 788,604 | 2 林業費補助金 | 92 | 鳥取県木育推進事業費補助金 92 |
| 計 | 984,047 | 92 | 984,139 | | | |

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

| | | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------------|
| 1 繰越金 | 41,427 | 6,795 | 48,222 | 1 繰越金 | 6,795 | 前年度繰越金 6,795 |
| 計 | 41,427 | 6,795 | 48,222 | | | |

(款) 21 町債

(項) 1 町債

| | | | | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|-------|---------------|
| 12 過疎債 | 1,474,000 | 7,300 | 1,481,300 | 1 過疎債 | 7,300 | 過疎対策事業債 7,300 |
| 計 | 1,773,888 | 7,300 | 1,781,188 | | | |

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|-------|---------------|------|------------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 277,364 | 1,023 | 278,387 | | | | 1,023 | 11 需用費 | 220 | 一般管理事務 | △220 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 200 | 町制60周年記念事業 | 1,243 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 823 | | |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | △220 | | |
| 10 諸費 | 1,073,888 | 70 | 1,073,958 | | | | 70 | 11 需用費 | 70 | 交通安全対策事業 | 70 |
| 計 | 1,537,905 | 1,093 | 1,538,998 | | | | 1,093 | | | | |

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|----|--------|--|--|--|----|--------|----|------------|----|
| 1 税務総務費 | 33,084 | 66 | 33,150 | | | | 66 | 12 役務費 | 66 | 税務総務一般管理事務 | 66 |
| 計 | 39,323 | 66 | 39,389 | | | | 66 | | | | |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|--------|---------|--|--|--|--------|---------|--------|-----------------|--------|
| 1 社会福祉総務費 | 361,412 | △4,234 | 357,178 | | | | △4,234 | 2 給料 | △1,408 | 民生一般管理事務(福祉保健課) | △1,153 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △2,393 | 人権施策推進事業 | △3,081 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △433 | | |
| 3 老人福祉費 | 388,038 | 1,179 | 389,217 | | | | 1,179 | 28 繰出金 | 1,179 | 介護保険事業 | 1,143 |
| | | | | | | | | | | 後期高齢者医療に係る事務 | 36 |
| 6 国民年金事務費 | 3,887 | 3,379 | 7,266 | | | | 3,379 | 2 給料 | 1,780 | 国民年金取扱事務 | 3,379 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 982 | | |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 617 | | |
| 計 | 798,452 | 324 | 798,776 | | | | 324 | | | | |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|-----------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|---------------|-------|--------------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 保健衛生総務費 | 59,263 | 4,059 | 63,322 | | | | 4,059 | 2 給料 | 2,887 | 保健衛生一般事務費 | 4,059 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 455 | | |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 717 | | |
| 4 環境衛生費 | 218,588 | 300 | 218,888 | | 300 | | | 19 負担金補助及び交付金 | 300 | 井戸水等安定確保推進事業 | 300 |
| 計 | 323,665 | 4,359 | 328,024 | | 300 | | 4,059 | | | | |

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|--|--|--|-------|---------|------|-----------------|--------|
| 2 農業総務費 | 106,335 | 1,291 | 107,626 | | | | 1,291 | 2 給料 | 105 | 農業総務一般事務 | △1,945 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 756 | 農業総務一般事務(農業委員会) | 3,236 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 430 | | |
| 5 農地費 | 257,236 | 0 | 257,236 | | | | | 4 共済費 | 117 | 国土調査事業 | |
| | | | | | | | | 7 賃金 | 586 | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | △703 | | |
| 計 | 902,067 | 1,291 | 903,358 | | | | 1,291 | | | | |

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|----|--|--|-------|---------|--------|-----------------|-------|
| 1 林業総務費 | 48,883 | 275 | 49,158 | 92 | | | 183 | 11 需用費 | 275 | 林業一般管理事務 | 275 |
| 2 林業振興費 | 988,631 | 3,201 | 991,832 | | | | 3,201 | 2 給料 | △1,000 | 森林保全総合対策事業 | 3,539 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 860 | 日南町林業成長産業化モデル事業 | △338 |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △198 | | |
| | | | | | | | | 25 積立金 | 3,539 | | |

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|-------|----------|--------|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 3 林道費 | 213,653 | 0 | 213,653 | | | | | 13 委託料 | 4,000 | 治山事業 |
| | | | | | | | | 15 工事請負費 | △4,000 | |
| 計 | 1,251,592 | 3,476 | 1,255,068 | 92 | | | 3,384 | | | |

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--|--|--|--------|---------|--------|----------|--------|
| 1 土木総務費 | 36,161 | △7,991 | 28,170 | | | | △7,991 | 2 給料 | △3,738 | 土木一般管理事務 | △7,991 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △2,870 | | |
| | | | | | | | | 4 共済費 | △1,383 | | |
| 計 | 36,161 | △7,991 | 28,170 | | | | △7,991 | | | | |

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|--|-------|--|--|---------------|-------|--------|-------|
| 4 災害対策費 | 174,304 | 4,000 | 178,304 | | 4,000 | | | 19 負担金補助及び交付金 | 4,000 | 防災対策事業 | 4,000 |
| 計 | 319,526 | 4,000 | 323,526 | | 4,000 | | | | | | |

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-------|---------|--|--|--|-------|---------------|-------|----------------|-------|
| 2 事務局費 | 95,085 | 4,054 | 99,139 | | | | 4,054 | 2 給料 | 1,374 | 教育委員会事務局一般管理事務 | 4,054 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 2,210 | | |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 250 | | |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | 220 | | |
| 計 | 115,740 | 4,054 | 119,794 | | | | 4,054 | | | | |

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|--------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|----------|-----|-----------|-----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 4 図書館費 | 27,660 | 515 | 28,175 | | | | 515 | 18 備品購入費 | 515 | 図書館管理運営事務 | 515 |
| 計 | 193,468 | 515 | 193,983 | | | | 515 | | | | |

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|-------|--------|--|-------|--|--|--------|-------|--------------|-------|
| 2 体育施設費 | 40,337 | 3,000 | 43,337 | | 3,000 | | | 13 委託料 | 3,000 | 社会体育施設管理運営事務 | 3,000 |
| 計 | 84,869 | 3,000 | 87,869 | | 3,000 | | | | | | |

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込に関する調書

(一般会計)

(単位 千円)

| 区 分 | 前々年度末現在高 | 前年度末現在高見込額 | 当該年度中増減見込 | | 当該年度末 現在高見込額 |
|---------------------------|-----------|------------|----------------------|------------------|----------------------|
| | | | 当該年度中 起債見込額、補正額 | 当該年度中 元金償還見込額 | |
| 1. 普通債 | 5,989,426 | 6,899,457 | [7,300] 1,744,288 | 578,407 | [7,300] 8,065,338 |
| ① 土 木 | 90,797 | 197,830 | 0 | 21,067 | 176,763 |
| ② 衛 生 | 30,286 | 26,049 | 0 | 4,257 | 21,792 |
| ③ 農 林 水 産 | 23,967 | 10,402 | 0 | 8,172 | 2,230 |
| ④ 公 有 林 | 13,932 | 9,167 | 0 | 4,844 | 4,323 |
| ⑤ 防 災 | 89,745 | 234,261 | 173,800 | 6,392 | 401,669 |
| ⑥ 学 校 | 40,050 | 33,654 | 0 | 6,505 | 27,149 |
| ⑦ 過 疎 | 4,011,149 | 4,650,026 | [7,300] 1,315,800 | 352,276 | [7,300] 5,613,550 |
| ⑧ 過疎地域自立促進 | 568,929 | 621,874 | 158,200 | 50,765 | 729,309 |
| ⑨ 臨時財政特例債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑩ 地域総合整備事業債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債 | 1,120,571 | 1,116,194 | 96,488 | 124,129 | 1,088,553 |
| ⑫ 総 務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(一般会計)

(単位 千円)

| 区 分 | 前々年度末現在高 | 前年度末現在高見込額 | 当該年度中増減見込 | | 当該年度末現在高見込額 |
|-----------|-----------|------------|----------------|--------------|-------------|
| | | | 当該年度中起債見込額、補正額 | 当該年度中元金償還見込額 | |
| 2. 災害復旧債 | 62,253 | 63,262 | 29,600 | 12,856 | 80,006 |
| ① 土 木 | 62,253 | 63,262 | 29,600 | 12,856 | 80,006 |
| ② 農 林 水 産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補 正 額 | | | 7,300 | | 7,300 |
| 補 正 前 の 額 | | | 1,773,888 | 591,263 | 8,145,344 |
| 合 計 | 6,051,679 | 6,962,719 | 1,781,188 | 591,263 | 8,152,644 |

議案第74号

令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ965,828千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-----------|---------|-------|---------|
| 10 繰入金 | | 151,798 | 1,143 | 152,941 |
| | 1 一般会計繰入金 | 151,798 | 1,143 | 152,941 |
| 歳入 | 合計 | 964,685 | 1,143 | 965,828 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|-------|---------|
| 1 総務費 | | 33,187 | 1,143 | 34,330 |
| | 1 総務管理費 | 30,239 | 1,143 | 31,382 |
| 歳 出 | 合 計 | 964,685 | 1,143 | 965,828 |

令和元年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-------|---------|
| 10 繰入金 | 151,798 | 1,143 | 152,941 |
| 歳入合計 | 964,685 | 1,143 | 965,828 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 総務費 | 33,187 | 1,143 | 34,330 | | | | 1,143 |
| 5 地域支援事業費 | 101,260 | 0 | 101,260 | | | | |
| 歳出合計 | 964,685 | 1,143 | 965,828 | | | | 1,143 |

2 歳入

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|--------------|---------|-------|---------|-------------|-------|-----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 2 その他一般会計繰入金 | 34,818 | 1,143 | 35,961 | 1 職員給与費等繰入金 | 1,143 | 職員給与費等繰入金 1,143 |
| 計 | 151,798 | 1,143 | 152,941 | | | |

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|---------|--------|-------|--------|----------|-----|-----|-------|---------------|-----|--------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 28,102 | 1,143 | 29,245 | | | | 1,143 | 2 給料 | 317 | 一般管理事務 | 1,143 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | 635 | | |
| | | | | | | | | 4 共済費 | 144 | | |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | 47 | | |
| 計 | 30,239 | 1,143 | 31,382 | | | | 1,143 | | | | |

(款) 5 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業 (社会保障充実分)

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--------|---|--------|--|--|--|--|--------|------|----------------|
| 3 認知症初期 集中支援推 進事業費 | 6,505 | 0 | 6,505 | | | | | 8 報償費 | △150 | 認知症地域支援・ケア向上事業 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 150 | |
| 計 | 10,665 | 0 | 10,665 | | | | | | | |

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

| 区 分 | 職 員 数 (人) | 給 与 費 | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | | |
| 補 正 額 | | | 317 | 635 | 952 | 144 | 1,096 | |
| 補正前の額 | 5(2) | 0 | 22,285 | 9,898 | 32,183 | 6,710 | 38,893 | |
| 合 計 | 5(2) | 0 | 22,602 | 10,533 | 33,135 | 6,854 | 39,989 | |

| 職 員 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶養手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 管理職手当 | 期末手当 | 勤勉手当 | 児童手当 |
|---------------|-------|---------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| | 補 正 額 | 300 | | | | 135 | 80 | 120 |
| | 補正前の額 | 78 | 294 | 678 | 1,068 | 4,581 | 3,199 | 0 |
| | 合 計 | 378 | 294 | 678 | 1,068 | 4,716 | 3,279 | 120 |
| | 区 分 | 時間外勤務手当 | | | | | | 計 |
| | 補 正 額 | | | | | | | 635 |
| | 補正前の額 | | | | | | | 9,898 |
| | 合 計 | 0 | | | | | | 10,533 |

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

| 区 分 | 増減額 | 増 減 事 由 別 内 訳 | 説 明 | 備 考 |
|------|-----|---------------|------------------|-----|
| 給 料 | 317 | 1. その他の増減分 | 317 (1) 異動等による増減 | 317 |
| 職員手当 | 635 | 1. その他の増減分 | 635 (1) 異動等による増減 | 635 |

(B表)

議案第75号

令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度日南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|---------|-----|---------|
| 3 繰入金 | | 47,969 | 36 | 48,005 |
| | 1 一般会計繰入金 | 47,969 | 36 | 48,005 |
| 5 諸収入 | | 1,746 | 310 | 2,056 |
| | 3 委託事業収入 | 1,646 | 310 | 1,956 |
| 歳入 | 合計 | 103,575 | 346 | 103,921 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 1 総務費 | | 12,132 | 346 | 12,478 |
| | 1 総務管理費 | 11,932 | 346 | 12,278 |
| 歳 出 | 合 計 | 103,575 | 346 | 103,921 |

令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-----|---------|
| 3 繰入金 | 47,969 | 36 | 48,005 |
| 5 諸収入 | 1,746 | 310 | 2,056 |
| 歳入合計 | 103,575 | 346 | 103,921 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 総務費 | 12,132 | 346 | 12,478 | | | | 346 |
| 歳出合計 | 103,575 | 346 | 103,921 | | | | 346 |

2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----------|--------|-----|--------|----------|----|-----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 事務費繰入金 | 17,238 | 36 | 17,274 | 1 事務費繰入金 | 36 | 事務費繰入金 36 |
| 計 | 47,969 | 36 | 48,005 | | | |

(款) 5 諸収入

(項) 3 委託事業収入

| | | | | | | |
|-------------|-------|-----|-------|---------------|-----|------------------|
| 1 総務費委託事業収入 | 1,646 | 310 | 1,956 | 1 総務管理費受託事業収入 | 310 | 後期高齢者健診業務委託料 310 |
| 計 | 1,646 | 310 | 1,956 | | | |

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | 節 | | 説 明 | |
|---------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|--------|-----|-------|-----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 11,932 | 346 | 12,278 | | | | 346 | 13 委託料 | 346 | 一般管理費 | 346 |
| 計 | 11,932 | 346 | 12,278 | | | | 346 | | | | |

議案第76号

令和元年度 日南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度 日南町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | 収 入 （既 予 算 額） | （補 正 予 算 額） | （ 計 ） |
|--------------|------------------|-------------|------------|
| 第1款 簡易水道事業収益 | 174,365 千円 | 2,597 千円 | 176,962 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 104,741 千円 | 2,597 千円 | 107,338 千円 |
| | 支 出 （既 予 算 額） | （補 正 予 算 額） | （ 計 ） |
| 第1款 簡易水道事業費用 | 140,342 千円 | 5,381 千円 | 145,723 千円 |
| 第1項 営業費用 | 120,283 千円 | 5,381 千円 | 125,664 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費）

第3条 予算第6条中、職員給与費 「6,171 千円」 を 「10,573千円」 に改める。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

予算に関する説明書

(1) 令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

(2) 令和元年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (2)

(3) 補正予算給与費明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)

参 考 資 料

①令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)

1(簡易水道)

令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画
＜収益的収入及び支出＞

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------|--------|---------|-------|---------|
| 1. 簡易水道事業収益 | | | 174,365 | 2,597 | 176,962 |
| | 2. 営業外収益 | | 104,741 | 2,597 | 107,338 |
| | | 5. 雑収益 | 5 | 2,597 | 2,602 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|---------|------------|---------|---------|---------|
| 1. 簡易水道事業費用 | | | 140,342 | 5,381 | 145,723 |
| | 1. 営業費用 | | 120,283 | 5,381 | 125,664 |
| | | 1. 原水及び浄水費 | 7,869 | 4,606 | 12,475 |
| | | 2. 配水及び給水費 | 5,790 | △ 4,006 | 1,784 |
| | | 3. 総係費 | 21,418 | 4,781 | 26,199 |

令和元年度日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

| | 補正前の額 | 補正額 | (単位:千円) 計 |
|-----------------------------|---------|---------|--------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 当期純利益 | 33,472 | △ 2,574 | 30,898 |
| 4 賞与引当金の増加額 | 401 | 42 | 443 |
| 5 法定福利費引当金の増加額 | 339 | △ 252 | 87 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 162,438 | △ 2,784 | 159,654 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △278 | 0 | △278 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △65,842 | 0 | △65,842 |
| IV 現金及び現金同等物の増加額 | 96,318 | △ 2,784 | 93,534 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | 169,497 | △ 2,784 | 166,713 |

3(簡易水道)

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

| 区 分 | 職 員 数 | | 給 与 費 | | | | | 法 定 福 利 費 | 合 計 | |
|-----------------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|--------|
| | 特別職 (人) | 一般職(人) | 報 酬 | 給 料 | 賃 金 | 手 当 | 計 | | | |
| 補 正 前 の 額 | 損益勘定支弁職員 | 1 | | 3,117 | | 1,969 | 5,086 | 1,085 | 6,171 | |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 1 | 0 | 3,117 | 0 | 1,969 | 5,086 | 1,085 | 6,171 |
| 補 正 額 | 損益勘定支弁職員 | 1 | | 2,526 | | 1,197 | 3,723 | 679 | 4,402 | |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 1 | 0 | 2,526 | 0 | 1,197 | 3,723 | 679 | 4,402 |
| 合 計 | 損益勘定支弁職員 | 0 | 2 | 0 | 5,643 | 0 | 3,166 | 8,809 | 1,764 | 10,573 |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 2 | 0 | 5,643 | 0 | 3,166 | 8,809 | 1,764 | 10,573 |

(A表)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|---------|------------|--------|-------|-------|-------|
| 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶養手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 管理職手当 | 期末手当 | 勤勉手当 | 児童手当 |
| | 補正前 | 240 | | 86 | | 724 | 479 | 240 |
| | 補正額 | | | | 180 | 577 | 440 | |
| | 合 計 | 240 | 0 | 86 | 180 | 1,301 | 919 | 240 |
| | 区 分 | 宿日直手当 | 時間外勤務手当 | 管理職員特別勤務手当 | 特殊勤務手当 | | | 合 計 |
| | 補正前 | | 200 | | | | | 1,969 |
| | 補正額 | | | | | | | 1,197 |
| 合 計 | 0 | 200 | 0 | 0 | | | 3,166 | |

(B表)

2. 給料及び手当の増減額の明細

| 区分 | 増減額 | 増減事由別内訳 | 説明 | 備考 |
|----|-------|---------------|-------|--|
| 給料 | 2,526 | 1. 人事異動に伴う増減分 | 0 | |
| | | 2. その他の増減分 | 2,526 | (1) 職員の1名増加による増額分 2,526 (企業会計専門監 0.5人分) |
| 手当 | 1,197 | 1. 制度改正に伴う増減分 | 0 | 0 |
| | | 2. その他の増減分 | 1,197 | (1) 職員の1名増加等による増額分 1,197 (企業会計専門監 0.5人分) |

(C表)

5(簡易水道)

(参考資料①)

令和元年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書

収 入

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|-------------|---------|-------|---------|--------|-------|---------------------------------|
| 1. 簡易水道事業収益 | 174,365 | 2,597 | 176,962 | | | |
| 2. 営業外収益 | 104,741 | 2,597 | 107,338 | | | |
| 5. 雑収益 | 5 | 2,597 | 2,602 | | | |
| | | | | その他雑収益 | 2,597 | 施設被災共済金2,461千円給 水加入負担金 136千円 |

支 出

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-----------|
| 1. 簡易水道事業費用 | 140,342 | 5,381 | 145,723 | | | |
| 1. 営業費用 | 120,283 | 5,381 | 125,664 | | | |
| 1. 原水及び浄水費 | 7,869 | 4,606 | 12,475 | | | |
| | | | | 光熱水費 | 4,606 | 電気代(科目調整) |
| 2. 配水及び給水費 | 5,790 | △ 4,006 | 1,784 | | | |
| | | | | 光熱水費 | △ 4,606 | 電気代(科目調整) |
| | | | | 修繕費 | 600 | 修繕費増による |
| 3. 総係費 | 21,418 | 4,781 | 26,199 | | | |
| | | | | 給料 | 2,526 | 給与費明細のとおり |
| | | | | 手当 | 1,155 | 〃 |
| | | | | 法定福利費 | 931 | 〃 |
| | | | | 退職手当組合負担金 | 379 | 〃 |
| | | | | 賞与引当金繰入額 | 42 | 〃 |
| | | | | 法定福利費引当金繰入額 | △ 252 | 〃 |

議案第77号

令和元年度 日南町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度日南町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | 支 出 （既 予 算 額） | （補 正 予 算 額） | （ 計 ） |
|-------------|------------------|-------------|------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 179,309 千円 | 5,319 千円 | 184,628 千円 |
| 第1項 営業費用 | 160,618 千円 | 5,319 千円 | 165,937 千円 |

（議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費）

第3条 予算第10条中、職員給与費「 7,760 千円 」を「 12,745 千円 」に改める。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

予算に関する説明書

- (1) 令和元年度 日南町下水道事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)
- (2) 令和元年度 日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (2)
- (3) 補正予算給与費明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)

参 考 資 料

- ①令和元年度 日南町下水道事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)

1(下水道)

令和元年度 日南町下水道事業会計予算実施計画
＜収益的収入及び支出＞

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------|--------|---------|-------|---------|
| 1. 下水道事業費用 | | | 179,309 | 5,319 | 184,628 |
| | 1. 営業費用 | | 160,618 | 5,319 | 165,937 |
| | | 3. 総係費 | 13,129 | 5,319 | 18,448 |

令和元年度日南町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

| | 補正前の額 | 補正額 | (単位:千円) 計 |
|-----------------------------|----------|---------|--------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 当期純利益 | 15,899 | △ 4,997 | 10,902 |
| 5 賞与引当金の増加額 | 583 | 9 | 592 |
| 6 法定福利費引当金の増加額 | 448 | △ 331 | 117 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 69,284 | △ 5,319 | 63,965 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 14,171 | 0 | △ 14,171 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 57,294 | 0 | △ 57,294 |
| IV 現金及び現金同等物の増加額 | △ 2,181 | △ 5,319 | △ 7,500 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | 189,516 | △ 5,319 | 184,197 |

3(下水道)

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

| 区 分 | 職 員 数 | | 給 与 費 | | | | | 法 定 福 利 費 | 合 計 | |
|-----------------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|--------|
| | 特別職 (人) | 一般職(人) | 報 酬 | 給 料 | 賃 金 | 手 当 | 計 | | | |
| 補 正 前 の 額 | 損益勘定支弁職員 | 1 | | 4,299 | | 2,073 | 6,372 | 1,388 | 7,760 | |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 1 | 0 | 4,299 | 0 | 2,073 | 6,372 | 1,388 | 7,760 |
| 補 正 額 | 損益勘定支弁職員 | | | 2,224 | | 2,028 | 4,252 | 733 | 4,985 | |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 0 | 0 | 2,224 | 0 | 2,028 | 4,252 | 733 | 4,985 |
| 合 計 | 損益勘定支弁職員 | 0 | 1 | 0 | 6,523 | 0 | 4,101 | 10,624 | 2,121 | 12,745 |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | 1 | 0 | 6,523 | 0 | 4,101 | 10,624 | 2,121 | 12,745 |

(A表)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|---------|------------|--------|-------|-------|-------|
| 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶養手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 管理職手当 | 期末手当 | 勤勉手当 | 児童手当 |
| | 補正前 | | | 24 | 300 | 1,022 | 727 | |
| | 補正額 | 360 | 174 | △ 24 | 180 | 551 | 367 | 420 |
| | 合 計 | 360 | 174 | 0 | 480 | 1,573 | 1,094 | 420 |
| 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 宿日直手当 | 時間外勤務手当 | 管理職員特別勤務手当 | 特殊勤務手当 | | | 合 計 |
| | 補正前 | | | | | | | 2,073 |
| | 補正額 | | | | | | | 2,028 |
| | 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 4,101 |

(B表)

2. 給料及び手当の増減額の明細

| 区分 | 増減額 | 増減事由別内訳 | 説明 | 備考 |
|----|-------|--------------------------|----------------------------|--------------|
| 給料 | 2,224 | 1. 会計間異動に伴う減分 △ 120 | (1)会計間異動による減 △ 120 | |
| | | 2. その他の増減分 2,344 | (1) 職員1名増による増 2,344 | 企業会計専門監0.5人分 |
| 手当 | 2,028 | 1. 会計間異動に伴う増加分 957 | (1) 異動による手当増 957 | 扶養手当、児童手当等の増 |
| | | 2. その他の増減分 1,071 | (1) 職員1名増による増額分 1,071 | 企業会計専門監0.5人分 |

(C表)

5(下水道)

(参考資料①)

令和元年度 日南町下水道事業会計予算の見積書
＜収益的収入及び支出＞

支 出

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|------------|---------|-------|---------|-------------|-------|----------|
| 1. 下水道事業費用 | 179,309 | 5,319 | 184,628 | | | |
| 1. 営業費用 | 160,618 | 5,319 | 165,937 | | | |
| 1. 総係費 | 13,129 | 5,319 | 18,448 | | | |
| | | | | 給料 | 2,224 | 給与費明細書参照 |
| | | | | 手当 | 2,019 | 〃 |
| | | | | 法定福利費 | 1,064 | 〃 |
| | | | | 退職手当組合負担金 | 334 | 〃 |
| | | | | 賞与引当金繰入額 | 9 | 〃 |
| | | | | 法定福利費引当金繰入額 | △331 | 〃 |

議案第78号

令和元年度 日南町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度日南町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| （2）年間患者数 | 入院 | 20,120 人 |
| （4）主要な建設改良事業 | 病院施設改良事業費 | 38,311 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | 収 入 （既 予 算 額） | （補 正 予 算 額） | （ 計 ） |
|------------|------------------|-------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 1,159,268 千円 | 250 千円 | 1,159,518 千円 |
| 第1項 医業収益 | 675,826 千円 | 250 千円 | 676,076 千円 |
| | | | |
| （科 目） | 支 出 （既 予 算 額） | （補 正 予 算 額） | （ 計 ） |
| 第1款 病院事業費用 | 1,159,268 千円 | 250 千円 | 1,159,518 千円 |
| 第1項 医業費用 | 1,145,166 千円 | 250 千円 | 1,145,416 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 94,976千円は、過年度分損益勘定留保資金 94,976千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| | 収 (既 予 算 額) | 入 (補 正 予 算 額) | (計) |
|-----------|----------------|------------------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 39,709千円 | 8,600千円 | 48,309千円 |
| 第3項 企業債 | 34,300千円 | 8,600千円 | 42,900千円 |
| | 支 (既 予 算 額) | 出 (補 正 予 算 額) | (計) |
| 第1款 資本的支出 | 134,485千円 | 8,800千円 | 143,285千円 |
| 第1項 建設改良費 | 62,954千円 | 8,800千円 | 71,754千円 |

(企業債の補正)

第5条 企業債の変更は、「別表 企業債補正」による。

令和元年9月5日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

別表 企業債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------|--------|----------------|--|--|--------|----------------|------------|------------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 病院施設改良 事業債 | 11,900 | 証書借入又は 証券発行 | 10%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率） | 政府その他の資金の 借入については、その 融資条件による。ただ し、財政の都合により 措置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰 上償還、又は低利に借 り換えることが出来 る。 | 16,200 | 証書借入又 は証券発行 | 補正前に 同じ | 補正前に同 じ |
| 過疎対策事業債 | 17,100 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 21,400 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |

予算に関する説明書

(1) 令和元年度 日南町病院事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

(2) 令和元年度 日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (3)

参 考 資 料

①令和元年度 日南町病院事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

1 (病院事業会計)

令和元年度 日南町病院事業会計予算実施計画
 < 収益的収入及び支出 >
 収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------|---------|-----------|-----|-----------|
| 1. 病院事業収益 | | | 1,159,268 | 250 | 1,159,518 |
| | 1. 医業収益 | | 675,826 | 250 | 676,076 |
| | | 1. 入院収益 | 390,944 | 250 | 391,194 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------|-------|-----------|-----|-----------|
| 1. 病院事業費用 | | | 1,159,268 | 250 | 1,159,518 |
| | 1. 医業費用 | | 1,145,166 | 250 | 1,145,416 |
| | | 3. 経費 | 174,599 | 250 | 174,849 |

＜ 資 本 的 収 入 及 び 支 出 ＞
収 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 1. 資本的収入 | | | 39,709 | 8,600 | 48,309 |
| | 3. 企業債 | | 34,300 | 8,600 | 42,900 |
| | | 1. 企業債 | 34,300 | 8,600 | 42,900 |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|--------------|---------|-------|---------|
| 1. 資本的支出 | | | 134,485 | 8,800 | 143,285 |
| | 1. 建設改良費 | | 62,954 | 8,800 | 71,754 |
| | | 1. 病院施設改良事業費 | 29,511 | 8,800 | 38,311 |

3 (病院事業会計)

令和元年度日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

| | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------------|-----------|---------|-----------|
| (単位:千円) | | | |
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 59,858 | 0 | 59,858 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 有形固定資産の取得又は改良による支出 | △ 62,954 | △ 8,800 | △ 71,754 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 63,145 | △ 8,800 | △ 71,945 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 3 企業債の発行 | 34,300 | 8,600 | 42,900 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 31,631 | 8,600 | △ 23,031 |
| IV 現金及び現金同等物の増加額 | △ 34,918 | △ 200 | △ 35,118 |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,341,582 | △ 200 | 1,341,382 |

(参考資料①)

令和元年度 日南町病院事業会計予算の見積書
＜収益的収入及び支出＞

収 入

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|------------|-----------|-----|-----------|------|------|-----|
| 1. 病院事業収益 | 1,159,268 | 250 | 1,159,518 | | | |
| ※医業（介護含）収益 | 820,748 | 250 | 820,998 | | | |
| 1. 医業収益 | 675,826 | 250 | 676,076 | | | |
| 1. 入院収益 | 390,944 | 250 | 391,194 | | | |
| | | | | 入院収益 | 250 | 実績増 |

支 出

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|-----------|-----------|-----|-----------|-------|------|---------|
| 1. 病院事業費用 | 1,159,268 | 250 | 1,159,518 | | | |
| 1. 医業費用 | 1,145,166 | 250 | 1,145,416 | | | |
| 3. 経費 | 174,599 | 250 | 174,849 | | | |
| | | | | 消耗備品費 | 250 | 消耗備品の購入 |

5 (病院事業会計)

令和元年度 日南町病院事業会計予算の見積書
 <資本的収入および支出>
 収 入

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|----------|--------|-------|--------|-----------|-------|-----|
| 1. 資本的収入 | 39,709 | 8,600 | 48,309 | | | |
| 3. 企業債 | 34,300 | 8,600 | 42,900 | | | |
| 1. 企業債 | 34,300 | 8,600 | 42,900 | | | |
| | | | | 病院施設改良事業債 | 8,600 | |

支 出

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | 増減金額 | 説 明 |
|--------------|---------|-------|---------|-------|-------|----------------------|
| 1. 資本的支出 | 134,485 | 8,800 | 143,285 | | | |
| 1. 建設改良費 | 62,954 | 8,800 | 71,754 | | | |
| 1. 病院施設改良事業費 | 29,511 | 8,800 | 38,311 | | | |
| | | | | 工事請負費 | 8,800 | 一般病棟ナースコール 設備更新工事 |

令和元年9月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|---|
| 一 | 般 | 会 | 計 | | | | | |
| | 総 | 務 | 課 | ・・・ | 1 | | | |
| | 農 | 林 | 課 | ・・・ | 2 | | | |
| | 建 | 設 | 課 | ・・・ | 2 | | | |
| | 教 | 育 | 課 | ・・・ | 3 | | | |
| | 介 | 護 | 保 | 険 | 特 | 会 | ・・・ | 4 |
| | 簡 | 易 | 水 | 道 | 事 | 業 | ・・・ | 5 |
| | 下 | 水 | 道 | 事 | 業 | ・・・ | 7 | |
| | 病 | 院 | 事 | 業 | ・・・ | 8 | | |

令和元年度一般会計補正予算(第3号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 | | | | | | | | | |
|---|-------------|--------|---------|-----|-----|-------|----|-------|-------------|--------|-----|----------|--------|-----|------------|--------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | | | |
| 1493 町制60周年記念事業 | 補正前の額 | 8,000 | 0 | 0 | 900 | 7,100 | | | | | | | | | | |
| | 補正額 | 1,243 | 0 | 0 | 0 | 1,243 | | | | | | | | | | |
| | 補正後の額 | 9,243 | 0 | 0 | 900 | 8,343 | | | | | | | | | | |
| <p>○ 事業説明 町制施行60周年記念式典及び記念事業等に係る不足額を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">印刷製本費</td> <td style="width: 60%;">町制60年のあゆみ製本</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">220 千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>新聞等広告掲載料</td> <td style="text-align: right;">200 千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>式典アトラクション等</td> <td style="text-align: right;">823 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | 印刷製本費 | 町制60年のあゆみ製本 | 220 千円 | 役務費 | 新聞等広告掲載料 | 200 千円 | 委託料 | 式典アトラクション等 | 823 千円 |
| 印刷製本費 | 町制60年のあゆみ製本 | 220 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 役務費 | 新聞等広告掲載料 | 200 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託料 | 式典アトラクション等 | 823 千円 | | | | | | | | | | | | | | |

09 款 消防費

01 項 消防費

04 目 災害対策費

総務課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 | | | | | | |
|---|----------------------------------|----------|---------|---------|-----|-------|----|------------|----------------------------------|----------|---------|--|----------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | |
| 1044 防災対策事業 | 補正前の額 | 171,304 | 566 | 166,500 | 0 | 4,238 | | | | | | | |
| | 補正額 | 4,000 | 0 | 4,000 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 補正後の額 | 175,304 | 566 | 170,500 | 0 | 4,238 | | | | | | | |
| <p>○ 事業説明 集落除雪対策支援事業(追加補正分)</p> <p>補正第1号により議決を得た集落除雪対策支援事業(1,000千円×10団体)について、地域からの要望・申請が当初の計画額を上回るため、不足額を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">負担金補助及び交付金</td> <td style="width: 60%;">集落除雪対策支援事業(10/10) 1,000千円×4団体</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,000 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">過疎対策事業債</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">4,000 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | 負担金補助及び交付金 | 集落除雪対策支援事業(10/10) 1,000千円×4団体 | 4,000 千円 | 過疎対策事業債 | | 4,000 千円 |
| 負担金補助及び交付金 | 集落除雪対策支援事業(10/10) 1,000千円×4団体 | 4,000 千円 | | | | | | | | | | | |
| 過疎対策事業債 | | 4,000 千円 | | | | | | | | | | | |

令和元年度一般会計補正予算(第3号)説明資料

10 款 教 育 費

06 項 社会教育費

02 目 体育施設費

教 育 課

(単位:千円)

| 事 業 名 | 区 分 | 金 額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 | | | | | | |
|---|--------|----------|---------|--------|-----|-------|-----|-----|--------|----------|---------|--|----------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | |
| 1268 社会体育施設管理 運営事務 | 補正前の額 | 40,337 | 0 | 34,700 | 20 | 5,617 | | | | | | | |
| | 補正額 | 3,000 | 0 | 3,000 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 補正後の額 | 43,337 | 0 | 37,700 | 20 | 5,617 | | | | | | | |
| <p>○ 事業説明</p> <p style="margin-left: 20px;">北の原駐車場整備について、本町技師による設計が困難であることから測量設計の外部委託費を補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">委託料</td> <td style="width: 60%;">測量設計業務</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">3,000 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">過疎対策事業債</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">3,000 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | 委託料 | 測量設計業務 | 3,000 千円 | 過疎対策事業債 | | 3,000 千円 |
| 委託料 | 測量設計業務 | 3,000 千円 | | | | | | | | | | | |
| 過疎対策事業債 | | 3,000 千円 | | | | | | | | | | | |

令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

01 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

福祉保健課

(単位 千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 | | | | | | | | | | |
|---|----------|--------|---------|-----|-----|--------|-----|----|--------|-------|--------|-----|--------|---------|-------|------------------|----------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | | | | | | | | | | | |
| 1308 一般管理事務 | 補正前の額 | 28,102 | 0 | 0 | 0 | 28,102 | | | | | | | | | | | |
| | 補正額 | 1,143 | 0 | 0 | 0 | 1,143 | | | | | | | | | | | |
| | 補正後の額 | 29,245 | 0 | 0 | 0 | 29,245 | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 事業説明 人事異動に伴う増額(人件費)</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料</td> <td style="text-align: right;">317 千円</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td style="text-align: right;">635 千円</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td style="text-align: right;">144 千円</td> </tr> <tr> <td>退職手当負担金</td> <td style="text-align: right;">47 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般会計繰入金 (給与費繰入金)</td> <td style="text-align: right;">1,143 千円</td> </tr> </table> | | | | | | | | 給料 | 317 千円 | 職員手当等 | 635 千円 | 共済費 | 144 千円 | 退職手当負担金 | 47 千円 | 一般会計繰入金 (給与費繰入金) | 1,143 千円 |
| 給料 | 317 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員手当等 | 635 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共済費 | 144 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当負担金 | 47 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般会計繰入金 (給与費繰入金) | 1,143 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和元年度日南町簡易水道事業会計(収益的収支)補正予算(第1号)説明資料

1 款 簡易水道事業費用

1 項 営業費用

建設課

1 目 原水及び浄水費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|-------|-----|-----|--------|----------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 簡易水道事業(原水及び浄水費) | 補正前の額 | 7,869 | 0 | 0 | 0 | 7,869 | |
| | 補正額 | 4,606 | 0 | 0 | 0 | 4,606 | |
| | 補正後の額 | 12,475 | 0 | 0 | 0 | 12,475 | |
| <p>○ 事業説明 光熱水費(電気代)の配水及び給水費と科目調整</p> <p>○ 執行経費 光熱水費</p> | | | | | | | 4,606 千円 |

1 款 簡易水道事業費用

1 項 営業費用

建設課

2 目 配水及び給水費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|-------|-----|-----|--------|---------------------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 簡易水道事業(配水及び給水費) | 補正前の額 | 5,790 | 0 | 0 | 0 | 5,790 | |
| | 補正額 | △4,006 | 0 | 0 | 0 | △4,006 | |
| | 補正後の額 | 1,784 | 0 | 0 | 0 | 1,784 | |
| <p>○ 事業説明 光熱水費(電気代)の原水及び浄水費と科目調整 配水管等修理費の増による</p> <p>○ 執行経費 光熱水費 修繕費</p> | | | | | | | △4,606 千円 600 千円 |

令和元年度日南町簡易水道事業会計(収益的収支)補正予算(第1号)説明資料

01 款 簡易水道事業費用

01 項 営業費用

03 目 総係費

建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|-------|-----|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 簡易水道事業(総係費) | 補正前の額 | 7,869 | 0 | 0 | 0 | 7,869 | |
| | 補正額 | 4,781 | 0 | 0 | 0 | 4,781 | |
| | 補正後の額 | 12,650 | 0 | 0 | 0 | 12,650 | |
| <p>○ 事業説明 企業会計専門監人件費(1/2)の増</p> <p>○ 執行経費 人件費(給料、手当、法定福利費等) 4,781 千円</p> | | | | | | | |

令和元年度日南町下水道事業会計(収益的収支)補正予算(第1号)説明資料

01 款 下水道事業費用

01 項 営業費用

03 目 総係費

建設課
(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|-------|-----|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 下水道事業(総係費) | 補正前の額 | 13,129 | 0 | 0 | 0 | 13,129 | |
| | 補正額 | 5,319 | 0 | 0 | 0 | 5,319 | |
| | 補正後の額 | 18,448 | 0 | 0 | 0 | 18,448 | |
| <p>○ 事業説明 企業会計専門監人件費1/2分及び会計間異動による人件費の増による</p> <p>○ 執行経費 人件費(給料、手当、法定福利費等) 5,319 千円</p> | | | | | | | |

令和元年度日南町病院事業会計(資本的収支)補正予算(第1号)説明資料

04 款 資本的支出

01 項 建設改良費

日南病院

01 目 病院施設改良事業費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|-------|--------|-----|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 病院施設改良事業費 | 補正前の額 | 29,511 | 0 | 23,700 | 0 | 5,811 | |
| | 補正額 | 8,800 | 0 | 8,600 | 0 | 200 | |
| | 補正後の額 | 38,311 | 0 | 32,300 | 0 | 6,011 | |
| <p>○ 事業説明</p> <p>当初予算に計上している電話設備の更新に伴い一般病棟ナースコールの更新も必要となるため、一般病棟ナースコール設備更新工事を補正計上する。</p> | | | | | | | |
| <p>○ 執行経費</p> <p>病院施設改良事業費 工事請負費</p> <p style="text-align: right;">8,800 千円</p> | | | | | | | |
| <p>○ 財源</p> <p>企業債(病院事業債) 4,300 千円 過疎対策事業債 4,300 千円</p> <p style="text-align: right;">8,600 千円</p> | | | | | | | |

報告第3号

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の
資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり本議会に報告する。

令和元年9月5日

日南町長 中村 英明

別 紙

1. 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| — (15.0%) | — (20.0%) | 7.4% (25.0%) | — (350.0%) |

2. 平成 30 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

| 公営企業の 資金不足比率 | 病院事業会計 | 簡易水道事業 特別会計 | 農業集落排水 事業特別会計 | 再生可能エネルギー 発電事業特別会計 |
|-----------------|--------------|----------------|------------------|-----------------------|
| | — (20.0%) | — (20.0%) | — (20.0%) | — (20.0%) |

備 考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額、資金不足額がない場合は「—」と記載
- 2 () 内は、当該団体の早期健全化基準
- 3 監査委員の審査により付された意見は別紙のとおり
- 4 各指標（比率）の算定の基礎となる事項は、参考資料のとおり

(単位:%)

| 地方公共団体 コード | 都道府県名 | 市区町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|-------|-------|--------|----------|---------|--------|
| 314013 | 鳥取県 | 日南町 | - | - | 7.4 | - |

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

| 標準財政規模 (千円) | うち臨時財政対策債 発行可能額 | 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
|----------------|--------------------|---------|--------|-------|-------|-------|
| | 3,232,024 | 120,611 | 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 |

| 会計名 | | 実質収支額 | (分母比) |
|------------|------|-----------|-------|
| 一般会計等 | 一般会計 | 213,209 | 6.6 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 小計 | | 213,209 | 6.6 |
| 標準財政規模 | | 3,232,024 | 100.0 |
| 実質赤字比率 (%) | | -6.59 | ※ |

| 会計名 | | 実質収支額 | (分母比) |
|-------------------|--------------|--------|-------|
| 公営企業に属する特別会計以外の会計 | 国民健康保険事業特別会計 | 321 | 0.0 |
| | 介護保険事業特別会計 | 31,348 | 1.0 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 383 | 0.0 |
| | 介護サービス事業特別会計 | 290 | 0.0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 会計名 | | 資金不足・剰余額 | (分母比) |
|--------------|-------------------|-----------|-------|
| 法適用企業 | 病院事業会計 | 1,482,409 | 45.9 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 法非適用企業 | 簡易水道事業会計 | 125,326 | 3.9 |
| | 農業集落排水事業特別会計 | 212,615 | 6.6 |
| | 再生可能エネルギー発電事業特別会計 | 170 | 0.0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | 2,066,071 | 63.9 |
| 標準財政規模(再掲) | | 3,232,024 | 100.0 |
| 連結実質赤字比率 (%) | | -63.92 | ※ |

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

総括表④ 将来負担比率の状況（平成30年度決算）

Ver.30.00

団体名

鳥取県日南町

将来負担額

(単位:千円)

| 地方債の現在高 | 債務負担行為に基づく支出予定額 | 公営企業債等繰入見込額 | 組合負担等見込額 | 退職手当負担見込額 | 設立法人の負債額等負担見込額 | | | | | 連結実質赤字額 | 組合連結実質赤字額負担見込額 |
|-----------|-----------------|-------------|----------|-----------|----------------|--------|--------|----------|-------------------------|---------|----------------|
| | | | | | | 地方道路公社 | 土地開発公社 | 地方独立行政法人 | 第三セクター等 (損失補償、信託、貸付) | | |
| 6,962,719 | 0 | 1,332,684 | 94,267 | 216,618 | 179,080 | 0 | 0 | 0 | 179,080 | 0 | 0 |

(分母比)

267

51

4

8

7

7

充当可能財源等

(単位:千円)

| 充当可能基金 | 充当可能特定歳入 | 基準財政需要額算入見込額 | |
|-----------|----------|--------------|-----------|
| | | うち都市計画税 | |
| 5,953,613 | 285,871 | 0 | 6,774,663 |

(分母比)

228

11

260

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-----------|---|---|------------|------------|---|---|-------|------------|---|---|------------|---|
| <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>将来負担額 A</td></tr> <tr><td>8,785,368</td></tr> </table> | 将来負担額 A | 8,785,368 | - | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>充当可能財源等 B</td></tr> <tr><td>13,014,147</td></tr> </table> | 充当可能財源等 B | 13,014,147 | = | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>A - B</td></tr> <tr><td>-4,228,779</td></tr> </table> | A - B | -4,228,779 | = | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>将来負担比率 (%)</td></tr> <tr><td>-</td></tr> </table> | 将来負担比率 (%) | - |
| 将来負担額 A | | | | | | | | | | | | | | |
| 8,785,368 | | | | | | | | | | | | | | |
| 充当可能財源等 B | | | | | | | | | | | | | | |
| 13,014,147 | | | | | | | | | | | | | | |
| A - B | | | | | | | | | | | | | | |
| -4,228,779 | | | | | | | | | | | | | | |
| 将来負担比率 (%) | | | | | | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>標準財政規模 C</td></tr> <tr><td>3,232,024</td></tr> </table> | 標準財政規模 C | 3,232,024 | - | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>算入公債費等の額 D</td></tr> <tr><td>622,437</td></tr> </table> | 算入公債費等の額 D | 622,437 | = | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>C - D</td></tr> <tr><td>2,609,587</td></tr> </table> | C - D | 2,609,587 | = | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>-162.0</td></tr> </table> | -162.0 | |
| 標準財政規模 C | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,232,024 | | | | | | | | | | | | | | |
| 算入公債費等の額 D | | | | | | | | | | | | | | |
| 622,437 | | | | | | | | | | | | | | |
| C - D | | | | | | | | | | | | | | |
| 2,609,587 | | | | | | | | | | | | | | |
| -162.0 | | | | | | | | | | | | | | |

議案第79号

平成30年度日南町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第80号

平成30年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第81号

平成30年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第82号

平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第83号

平成30年度日南町介護保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第84号

平成30年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第85号

平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第86号

平成30年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

議案第87号

平成30年度日南町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

日南町長 中村 英明

平成30年度

決算説明資料

説明資料

平成30年度決算資料

1. 決算規模

①一般会計及び特別会計（病院会計を除く）の決算は次のとおりです。

| 区 分 | | 一般会計 千円 | 予 算 執行率 | 特別会計 千円 | 予 算 執行率 | 合 計 千円 | 予 算 執行率 |
|---------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予 算 現 額 | | 8,582,602 | | 2,442,028 | | 11,024,630 | |
| 決 算 額 | 歳入額 | 7,278,859 | 84.8% | 2,566,367 | 105.1% | 9,845,226 | 89.3% |
| | 歳出額 | 6,847,607 | 79.8% | 2,195,913 | 89.9% | 9,043,520 | 82.0% |
| | 差引額 | 431,252 | | 370,454 | | 801,706 | |

②一般会計と住宅新築会計を合わせた、いわゆる普通会計の純計による決算収支状況は次のとおりです。

※決算額は会計間の歳入歳出の調整を行うため、一般会計の合計額とは異なります。平成23年度以降は一般会計のみです。（単位：千円）

| 年度 | 歳 入 | 歳 出 | 差 引 | 翌年度に繰越すべき財源 | 実質収支 | 単年度収支 |
|------------|-----------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|
| 22 | 6,509,767 | 6,169,126 | 340,641 | 98,559 | 242,082 | △ 11,178 |
| 23 | 6,640,761 | 6,179,735 | 461,026 | 97,467 | 363,559 | 121,477 |
| 24 | 6,695,457 | 6,079,201 | 616,256 | 39,506 | 576,750 | 213,191 |
| 25 | 6,601,823 | 5,919,939 | 681,884 | 75,021 | 606,863 | 30,113 |
| 26 | 6,761,591 | 6,178,120 | 583,471 | 406,158 | 177,313 | △ 429,550 |
| 27 | 7,992,135 | 7,488,058 | 504,077 | 257,098 | 246,979 | 69,666 |
| 28 | 6,696,979 | 6,284,988 | 411,991 | 83,777 | 328,214 | 81,235 |
| 29 | 7,097,650 | 6,663,361 | 434,289 | 147,889 | 286,400 | △ 41,814 |
| 30 | 7,276,361 | 6,845,109 | 431,252 | 218,042 | 213,210 | △ 73,190 |
| 前年比 (%) | 2.52 | 2.73 | △ 0.70 | 47.44 | △ 25.56 | 75.04 |

2. 町債の状況

①償還状況・・・普通会計の町債償還状況は、次のとおりです。

町債の償還状況（普通会計）

（単位：千円）

| 区 分 | | 償 還 額 | | 対前年度 増 減 額 | 30年度末 現 在 高 |
|------|---------------|---------|---------|---------------|----------------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | | |
| 町債償還 | 総 額 | 617,416 | 582,638 | △ 34,778 | 6,962,719 |
| | 一般財源 充 当 額 | 603,142 | 568,364 | △ 34,778 | |

②残高の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 26年度末 | 平成 27年度末 | 平成 28年度末 | 平成 29年度末 | 平成 30年度末 | 対前年度 増減額 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 普通会計 | 5,256 | 6,032 | 6,029 | 6,052 | 6,963 | 911 |
| 簡易水道 | 913 | 924 | 890 | 971 | 914 | △ 57 |
| 農業集落排水 | 746 | 695 | 642 | 597 | 540 | △ 57 |
| 特定生活排水 | 137 | 118 | 105 | 100 | 84 | △ 16 |
| 介護サービス | 592 | 486 | 380 | 317 | 258 | △ 59 |
| 再生エネルギー | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 24 |
| 病院会計 | 915 | 860 | 757 | 647 | 574 | △ 73 |
| 合 計 | 8,559 | 9,115 | 8,803 | 8,684 | 9,357 | 673 |

- ③償還見込み・・・普通会計の年度別償還予定額(平成30年度借入済分)は次のとおりですが、実際はこの金額にプラスして新規借入に係る償還が上乗せとなります。

町債の年度別償還見込み額

(単位：千円)

| 年度 | 元 金 | 利 子 | 計 |
|----|---------|--------|---------|
| 元 | 591,263 | 17,170 | 608,433 |
| 2 | 686,118 | 13,062 | 699,180 |
| 3 | 627,827 | 9,656 | 637,483 |
| 4 | 765,393 | 7,731 | 773,124 |
| 5 | 716,743 | 5,980 | 722,723 |
| 6 | 674,015 | 4,616 | 678,631 |
| 7 | 646,816 | 3,555 | 650,371 |
| 8 | 584,517 | 2,641 | 587,158 |

3. 財政構造

①歳入の構成

普通会計決算を自主財源と依存財源に区分すると、次のようになります。

自主財源、依存財源年度別比較表

(単位：千円)

| 年度 区分 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 自主財源 | 1,499,629 | 22.4% | 2,155,869 | 30.4% | 1,459,859 | 20.1% |
| 依存財源 | 5,197,350 | 77.6% | 4,941,781 | 69.6% | 5,816,502 | 79.9% |
| 計 | 6,696,979 | 100.0% | 7,097,650 | 100.0% | 7,276,361 | 100.0% |

*自主財源＝町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入。

普通会計経常的収入・臨時的収入年度別比較

(単位：千円)

| 年度 区分 | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
|----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 経常的収入 | 4,092,878 | 61.1% | 4,062,686 | 57.2% | 3,885,615 | 53.4% |
| 臨時的収入 | 2,604,101 | 38.9% | 3,034,964 | 42.8% | 3,390,746 | 46.6% |
| 計 | 6,696,979 | 100.0% | 7,097,650 | 100.0% | 7,276,361 | 100.0% |

*経常的収入＝毎年度継続的にしかも安定的に確保できる見込みの収入。

町税、普通交付税、譲与税、各種交付金(利子割、配当割、自動車取得税、株式譲渡、交通安全対策)と、分担金、負担金、使用料、手数料、国県補助金、財産収入、諸収入の一部。

②歳出の構成

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------|--|---|
| | | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 対前年度 | | 主な増加要因 | 主な減少要因 | | |
| | | | | | | | | | | 増減額 | 増減率(%) | | | | |
| 義務的経費 | 人件費 | 673,471 | 10.9% | 709,720 | 9.5% | 743,380 | 11.8% | 711,497 | 10.7% | 744,038 | 10.9% | 32,541 | 4.6 | 職員給与(34,531)、地方公務員共済(4,623)、臨時職員給与(8,789) | 特別職給(6,146)、委員等報酬(719) |
| | 扶助費 | 349,739 | 5.7% | 327,438 | 4.4% | 351,266 | 5.6% | 340,882 | 5.1% | 315,701 | 4.6% | △ 25,181 | △ 7.4 | 老人福祉費(151)、生活保護費(2,318)、衛生費(23) | 社会福祉費(22,028)、児童福祉費(5,490)、教育費(155) |
| | 公債費 | 813,812 | 13.2% | 764,582 | 10.2% | 629,347 | 10.0% | 617,416 | 9.3% | 582,639 | 8.5% | △ 34,777 | △ 5.6 | | 元金償還金(28,574)、利子償還金(6,203) |
| | 計 | 1,837,022 | 29.8% | 1,801,740 | 24.1% | 1,723,993 | 27.4% | 1,669,795 | 25.1% | 1,642,378 | 24.0% | △ 27,417 | △ 1.6 | | |
| 投資的経費 | 普通建設 | 956,248 | 15.5% | 2,387,264 | 31.9% | 999,936 | 15.9% | 1,020,324 | 15.2% | 1,803,568 | 26.4% | 783,244 | 76.8 | | |
| | 補助 | 292,533 | 4.7% | 516,921 | 6.9% | 399,425 | 6.4% | 300,594 | 4.5% | 593,599 | 8.7% | 293,005 | 97.5 | 造林・森林保全事業(213,476)、林業モデル事業(33,183)、道路事業(63,784) | 林道事業(17,258)、橋梁事業(25,936) |
| | 単独 | 663,715 | 10.8% | 1,870,343 | 25.0% | 600,511 | 9.5% | 719,730 | 10.7% | 1,209,969 | 17.7% | 490,239 | 68.1 | 地域振興センター等(56,447)、商工費(8,029)、河川(4,651)、消防費(157,166)、社会教育費(567,644) | 庁舎等(28,795)、民生費(25,127)、清掃費(97,539)、環境衛生費(46,136)、造林事業(74,660)、農業農村整備(39,401)、県営林道事業(4,454) |
| | 災害復旧 | 88,210 | 1.4% | 41,415 | 0.6% | 130,357 | 2.1% | 47,708 | 0.7% | 365,601 | 5.3% | 317,893 | 666.3 | 単独災害緊急対策事業(6,912)、耕地災害復旧事業(132,763)、林道災害復旧事業(13,798)、公共土木施設災害復旧(144,836) | |
| 計 | 1,044,458 | 16.9% | 2,428,679 | 32.5% | 1,130,293 | 18.0% | 1,068,032 | 15.9% | 2,169,169 | 31.7% | 1,101,137 | 103.1 | | | |
| その他の経費 | 物件費 | 906,487 | 14.7% | 1,013,991 | 13.5% | 1,065,302 | 16.9% | 867,018 | 13.0% | 896,886 | 13.1% | 29,868 | 3.4 | 委託料(60,132)、旅費(4,507) | 賃金(12,891)、需用費(14,895)、備品購入費(5,179)、役務費(2,603) |
| | 補助費等 | 926,164 | 15.0% | 1,031,915 | 13.8% | 978,063 | 15.6% | 1,007,573 | 15.1% | 1,089,187 | 15.9% | 81,614 | 8.1 | 病院会計負担金(55,279)、道路橋梁点検負担金(5,782)、高校生等通学費等補助金(3,948)、グループホーム移設負担金(10,446) | |
| | その他 | 1,463,989 | 23.8% | 1,211,733 | 16.2% | 1,387,337 | 22.1% | 2,050,943 | 30.8% | 1,047,489 | 15.3% | △ 1,003,454 | △ 48.9 | | 維持補修費(54,045)、貸付金(1,775)、積立金(788,235)、繰出金(159,399) |
| 計 | 3,296,640 | 53.5% | 3,257,639 | 43.5% | 3,430,702 | 54.6% | 3,925,534 | 58.9% | 3,033,562 | 44.3% | △ 891,972 | △ 22.7 | | | |
| 合計 | 6,178,120 | 100.2% | 7,488,058 | 100.1% | 6,284,988 | 100.0% | 6,663,361 | 99.9% | 6,845,109 | 100.0% | 181,748 | 2.7 | | | |
| 経常経費充当一般財源額 | 3,048,643 | 49.3% | 3,090,839 | 41.3% | 2,946,290 | 46.9% | 2,952,907 | 44.3% | 2,966,310 | 43.3% | 13,403 | 0.5 | | | |

※「その他の経費」の「その他」は、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金。

※要因欄の数値は、比較増減額（皆増減含む。）を表す。

4. 財政構造の弾力性

普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次のとおりです。※地方債現在高については百万円の単位

(単位：%)

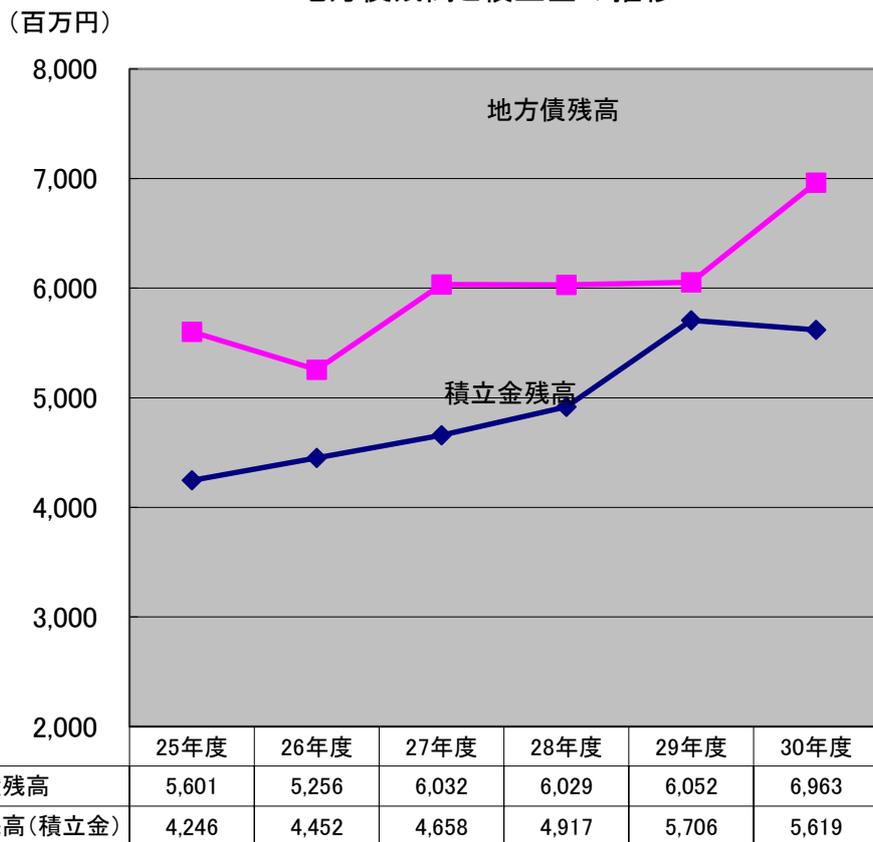
| 区分 年度 | 単年度 財政力 指 数 | 経常収支 比 率 | 地方債 現在高 | 単年度 公債費 比 率 | 単年度 起債制限 比 率 | 単年度 実質 公債費 比 率 | 投資的 経 費 比 率 |
|----------|-------------------|-------------|------------|-------------------|--------------------|-------------------------|-------------------|
| 20年度 | 0.142 | 92.2 | 8,038 | 12.1 | 7.1 | 18.4 | 26.2 |
| 21年度 | 0.134 | 91.5 | 7,231 | 9.2 | 5.1 | 15.8 | 15.8 |
| 22年度 | 0.126 | 87.1 | 6,719 | 8.0 | 3.6 | 12.9 | 13.8 |
| 23年度 | 0.129 | 89.3 | 6,118 | 6.4 | 3.6 | 12.5 | 17.6 |
| 24年度 | 0.130 | 90.9 | 5,827 | 3.9 | 1.0 | 10.7 | 20.8 |
| 25年度 | 0.131 | 91.3 | 5,601 | 3.2 | 0.3 | 10.1 | 17.1 |
| 26年度 | 0.136 | 90.2 | 5,256 | 2.7 | △ 0.1 | 9.5 | 16.9 |
| 27年度 | 0.141 | 89.0 | 6,032 | 1.9 | △ 0.5 | 10.2 | 32.4 |
| 28年度 | 0.151 | 89.3 | 6,029 | 1.6 | 0.4 | 7.7 | 18.0 |
| 29年度 | 0.154 | 89.7 | 6,052 | 2.5 | 1.7 | 8.0 | 16.0 |
| 30年度 | 0.161 | 91.0 | 6,963 | 1.4 | 0.9 | 6.7 | 31.7 |

経常収支比率の内訳の推移

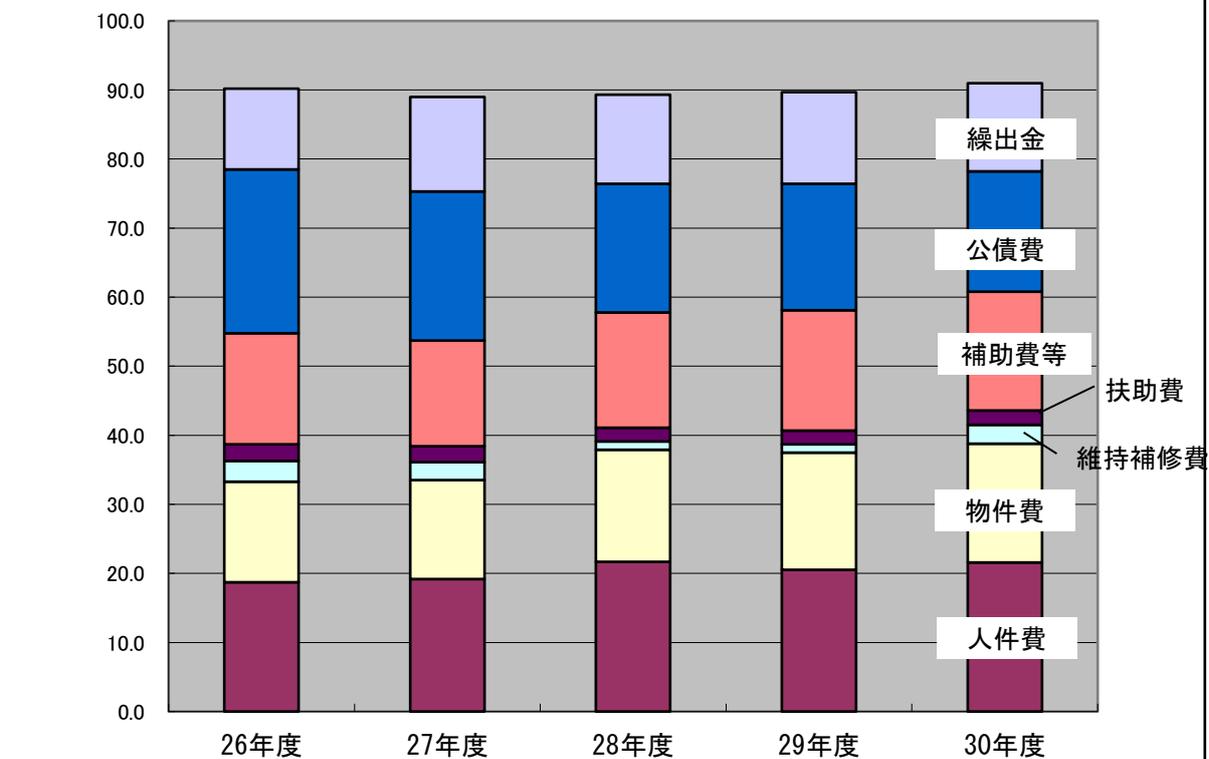
(単位：%)

| 区分 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 前 年 比 (差 引) |
|----------|------|------|------|------|------|------------------|
| 人 件 費 | 18.7 | 19.2 | 21.7 | 20.5 | 21.6 | 1.1 |
| 物 件 費 | 14.6 | 14.3 | 16.2 | 17.0 | 17.2 | 0.2 |
| 維持補修費 | 3.0 | 2.6 | 1.2 | 1.2 | 2.7 | 1.5 |
| 扶 助 費 | 2.4 | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 2.1 | 0.1 |
| 補 助 費 等 | 16.1 | 15.3 | 16.7 | 17.4 | 17.2 | △ 0.2 |
| 公 債 費 | 23.7 | 21.6 | 18.6 | 18.3 | 17.4 | △ 0.9 |
| 繰 出 金 | 11.7 | 13.7 | 12.9 | 13.3 | 12.8 | △ 0.5 |
| 経常収支比率 | 90.2 | 89.0 | 89.3 | 89.7 | 91.0 | 1.3 |

地方債残高と積立金の推移



経常収支比率の内訳の推移

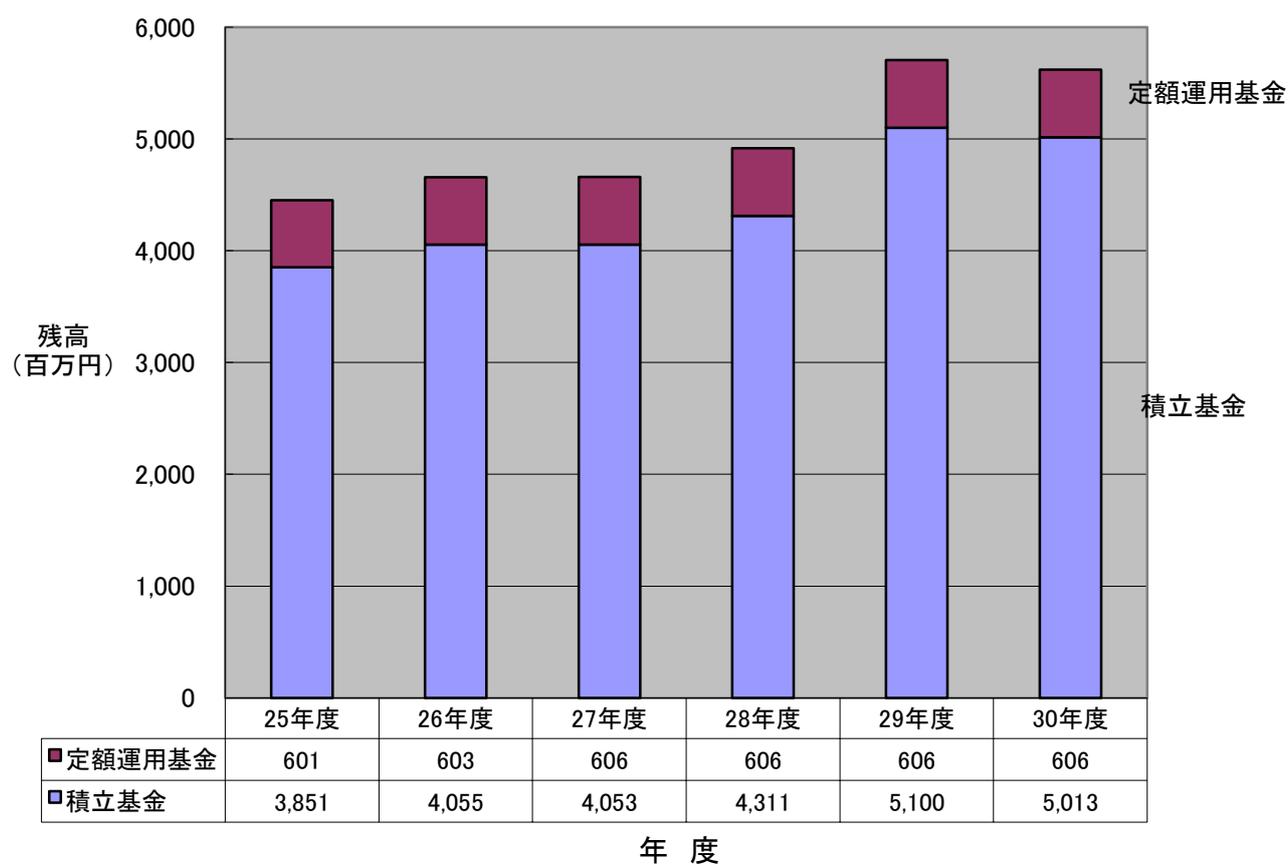


基金現在高

単位：百万円

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立基金 | 3,851 | 4,055 | 4,053 | 4,311 | 5,100 | 5,013 |
| 財政調整基金 | 1,948 | 2,053 | 2,058 | 2,063 | 2,065 | 2,073 |
| 減債基金 | 811 | 723 | 724 | 729 | 729 | 730 |
| 特定目的基金 | 1,092 | 1,279 | 1,271 | 1,519 | 2,306 | 2,210 |
| 定額運用基金 | 601 | 603 | 606 | 606 | 606 | 606 |
| 土地開発基金 | 569 | 569 | 570 | 570 | 570 | 570 |
| その他定額運用基金 | 32 | 34 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 基金合計 | 4,246 | 4,452 | 4,658 | 4,917 | 5,706 | 5,619 |
| 前年度対増減 | 4,246 | 206 | 206 | 259 | 789 | △ 87 |

基金残高の推移



5. 普通会計決算の状況

(1) 歳入

(単位：千円、%)

| 区 分 | 29年度 A | 30年度 B | 増減額 C=B-A | 伸率 C/A×100 |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------|
| 1. 町 税 | 461,594 | 454,573 | △ 7,021 | △ 1.5 |
| 2. 地方譲与税 | 58,511 | 59,136 | 625 | 1.1 |
| (1) 地方揮発油譲与税 | 16,954 | 17,075 | 121 | 0.7 |
| (2) 地方道路譲与税 | 0 | 0 | 0 | — |
| (3) 自動車重量譲与税 | 41,557 | 42,061 | 504 | 1.2 |
| 3. 利子割交付金 | 913 | 877 | △ 36 | △ 3.9 |
| 4. 配当割交付金 | 1,669 | 1,241 | △ 428 | △ 25.6 |
| 5. 株式等譲渡所得割交付金 | 1,815 | 969 | △ 846 | △ 46.6 |
| 6. 地方消費税交付金 | 81,911 | 85,172 | 3,261 | 4.0 |
| 7. 自動車取得税交付金 | 16,591 | 16,012 | △ 579 | △ 3.5 |
| 8. 地方特例交付金 | 158 | 278 | 120 | 75.9 |
| 9. 地方交付税 | 3,027,267 | 2,994,499 | △ 32,768 | △ 1.1 |
| (1) 普通交付税 | 2,600,638 | 2,511,057 | △ 89,581 | △ 3.4 |
| (2) 特別交付税 | 426,629 | 483,442 | 56,813 | 13.3 |
| 10. 交通安全対策特別交付金 | 801 | 688 | △ 113 | △ 14.1 |
| 11. 分担金及び負担金 | 8,608 | 12,205 | 3,597 | 41.8 |
| 12. 使用料 | 64,927 | 58,931 | △ 5,996 | △ 9.2 |
| (1) 保 育 所 | 209 | 285 | 76 | 36.4 |
| (2) 公営住宅 | 19,220 | 19,330 | 110 | 0.6 |
| (3) そ の 他 | 45,498 | 39,316 | △ 6,182 | △ 13.6 |
| 13. 手数料 | 14,555 | 15,143 | 588 | 4.0 |
| (1) 法定受託事務に係るもの | 3,920 | 3,971 | 51 | 1.3 |
| (2) 自治事務に係るもの | 10,635 | 11,172 | 537 | 5.0 |
| 14. 国庫支出金 | 321,194 | 410,758 | 89,564 | 27.9 |
| (1) 生活保護費負担金 | 50,972 | 51,026 | 54 | 0.1 |
| (2) 障害者自立支援給付費 等負担金等 | 113,788 | 106,996 | △ 6,792 | △ 6.0 |
| (3) 普通建設事業費支出金等 | 100,872 | 172,818 | 71,946 | 71.3 |
| (4) 災害復旧事業費支出金 | 4,155 | 44,325 | 40,170 | 966.8 |
| (5) 委 託 金 | 1,777 | 5,800 | 4,023 | 226.4 |
| (6) 電源立地地域対策交付金 | 4,400 | 4,400 | 0 | — |
| (7) 地方創生関係交付金 | 354 | 2,044 | 1,690 | 477.4 |
| (8) そ の 他 | 44,876 | 23,349 | △ 21,527 | △ 48.0 |
| 15. 県支出金 | 819,467 | 775,361 | △ 44,106 | △ 5.4 |
| (1) 国庫財源を伴うもの | 419,935 | 462,304 | 42,369 | 10.1 |
| ①障害者自立支援負担金等 | 46,805 | 44,593 | △ 2,212 | △ 4.7 |
| ②普通建設事業支出金 | 114,601 | 132,091 | 17,490 | 15.3 |
| ③災害復旧事業支出金 | 8,574 | 31,463 | 22,889 | 267.0 |
| ④委 託 金 | 11,320 | 13,422 | 2,102 | 18.6 |
| ⑤電源立地促進対策交金 | 0 | 0 | 0 | — |
| ⑥そ の 他 | 238,635 | 240,735 | 2,100 | 0.9 |

| 区 分 | 29年度 A | 30年度 B | 増減額 C=B-A | 伸率 C/A×100 |
|---------------|-----------|-----------|--------------|---------------|
| (2) 県費のみのもの | 399,532 | 313,057 | △ 86,475 | △ 21.6 |
| ①普通建設事業費支出金 | 56,665 | 42,469 | △ 14,196 | △ 25.1 |
| ②災害復旧事業費支出金 | 1,906 | 0 | △ 1,906 | 皆減 |
| ③そ の 他 | 340,961 | 270,588 | △ 70,373 | △ 20.6 |
| 16. 財 産 収 入 | 87,059 | 99,242 | 12,183 | 14.0 |
| (1) 財産運用収入 | 17,193 | 23,052 | 5,859 | 34.1 |
| (2) 財産売払収入 | 69,866 | 76,190 | 6,324 | 9.1 |
| ①土 地 建 物 | 4,870 | 267 | △ 4,603 | △ 94.5 |
| ②立 竹 木 | 61,725 | 70,408 | 8,683 | 14.1 |
| ③そ の 他 | 3,271 | 5,515 | 2,244 | 68.6 |
| 17. 寄 附 金 | 6,885 | 7,874 | 989 | 14.4 |
| 18. 繰 入 金 | 19,418 | 107,725 | 88,307 | 454.8 |
| 19. 繰 越 金 | 411,991 | 434,289 | 22,298 | 5.4 |
| (1) 純繰越金 | 328,214 | 286,400 | △ 41,814 | △ 12.7 |
| (2) 繰越事業費充当財源 | 83,777 | 147,889 | 64,112 | 76.5 |
| 20. 諸 収 入 | 1,080,832 | 269,877 | △ 810,955 | △ 75.0 |
| (1) 延滞金等 | 0 | 33 | 33 | 皆増 |
| (2) 預金利子 | 235 | 63 | △ 172 | △ 73.2 |
| (3) 貸付金元利収入 | 210,211 | 209,846 | △ 365 | △ 0.2 |
| (4) 受託事業収入 | 0 | 0 | 0 | — |
| (5) 雑 入 | 870,386 | 59,935 | △ 810,451 | △ 93.1 |
| 21. 地 方 債 | 611,484 | 1,471,511 | 860,027 | 140.6 |
| (1) 過疎対策事業債 | 530,500 | 1,050,700 | 520,200 | 98.1 |
| (2) 災害復旧事業債 | 2,000 | 149,300 | 147,300 | 7,365.0 |
| (3) 臨時財政対策債 | 58,884 | 120,611 | 61,727 | — |
| (4) その他 | 20,100 | 150,900 | 130,800 | 650.7 |
| 歳 入 合 計 | 7,097,650 | 7,276,361 | 178,711 | 2.5 |
| 不納欠損額 | 1,523 | 0 | △ 1,523 | 皆減 |

(2) 歳出

(単位：千円、%)

| 区 分 | 29年度 A | 30年度 B | 増減額 C=B-A | 伸率 C/A×100 |
|---------------|---------|---------|--------------|---------------|
| 1. 人 件 費 | 711,497 | 744,038 | 32,541 | 4.6 |
| (1) 議員報酬手当 | 40,698 | 40,858 | 160 | 0.4 |
| (2) 委員等報酬 | 19,164 | 18,445 | △ 719 | △ 3.8 |
| (3) 町長等特別職給 | 45,492 | 39,346 | △ 6,146 | △ 13.5 |
| (4) 職 員 給 | 395,320 | 421,062 | 25,742 | 6.5 |
| ①基本給 | 271,260 | 286,895 | 15,635 | 5.8 |
| ②その他の手当 | 124,060 | 134,167 | 10,107 | 8.1 |
| (ア) 住居手当 | 1,921 | 2,149 | 228 | 11.9 |
| (イ) 通勤手当 | 6,183 | 6,930 | 747 | 12.1 |
| (ウ) 特殊勤務手当 | 0 | 0 | 0 | — |
| (エ) 時間外勤務手当等 | 3,901 | 2,808 | △ 1,093 | △ 28.0 |
| (オ) 宿日直手当 | 1,449 | 3,031 | 1,582 | 109.2 |
| (カ) 管理職手当 | 8,660 | 9,277 | 617 | 7.1 |
| (キ) 期末勤勉手当 | 101,946 | 109,972 | 8,026 | 7.9 |
| (ク) 寒冷地手当 | 0 | 0 | 0 | — |
| (ケ) 児童手当 | 0 | 0 | 0 | — |
| (コ) 一時金 | 0 | 0 | 0 | — |
| (5) 臨時職員給与 | 56,057 | 64,846 | 8,789 | 15.7 |
| (6) 共済組合等負担金 | 98,380 | 103,003 | 4,623 | 4.7 |
| (7) 退職手当組合負担金 | 52,924 | 53,005 | 81 | 0.2 |
| (8) 災害補償費 | 642 | 609 | △ 33 | △ 5.1 |
| (9) そ の 他 | 2,820 | 2,864 | 44 | 1.6 |
| 2. 物 件 費 | 867,018 | 896,886 | 29,868 | 3.4 |
| (1) 賃 金 | 99,914 | 87,023 | △ 12,891 | △ 12.9 |
| (2) 旅 費 | 12,465 | 16,972 | 4,507 | 36.2 |
| (3) 交 際 費 | 1,472 | 1,350 | △ 122 | △ 8.3 |
| (4) 需 用 費 | 133,395 | 118,500 | △ 14,895 | △ 11.2 |
| (5) 役 務 費 | 28,536 | 25,933 | △ 2,603 | △ 9.1 |
| (6) 備品購入費 | 27,892 | 22,713 | △ 5,179 | △ 18.6 |
| (7) 委 託 料 | 497,423 | 557,555 | 60,132 | 12.1 |
| (8) そ の 他 | 65,921 | 66,840 | 919 | 1.4 |
| 3. 維持補修費 | 330,342 | 276,297 | △ 54,045 | △ 16.4 |
| 4. 扶 助 費 | 340,882 | 315,701 | △ 25,181 | △ 7.4 |

* 町長等特別職給・・・三役の給料及び手当、基本給・・・給料及び扶養手当
人件費その他・・・交通指導委員報償費、消防災害共済、消防団員退職報償金

| 区 分 | 29年度 A | 30年度 B | 増減額 C=B-A | 伸率 C/A×100 |
|--------------|-----------|-----------|--------------|---------------|
| 5. 補助費等 | 1,007,573 | 1,089,187 | 81,614 | 8.1 |
| (1) 負担金・寄附金 | 176,678 | 174,320 | △ 2,358 | △ 1.3 |
| (2) 補助及び交付金 | 426,390 | 428,123 | 1,733 | 0.4 |
| (3) その他 | 404,505 | 486,744 | 82,239 | 20.3 |
| 6. 公債費 | 617,416 | 582,639 | △ 34,777 | △ 5.6 |
| (1) 地方債元利償還金 | 617,416 | 582,639 | △ 34,777 | △ 5.6 |
| (2) 一時借入金利息 | 0 | 0 | 0 | — |
| 7. 積立金 | 809,521 | 21,286 | △ 788,235 | △ 97.4 |
| 8. 投資・出資・貸付金 | 211,726 | 209,951 | △ 1,775 | △ 0.8 |
| 9. 繰出金 | 699,354 | 539,955 | △ 159,399 | △ 22.8 |
| (1) 国保会計 | 42,280 | 50,921 | 8,641 | 20.4 |
| (2) 簡易水道会計 | 114,986 | 49,629 | △ 65,357 | △ 56.8 |
| (3) 農業集落排水会計 | 136,726 | 79,714 | △ 57,012 | △ 41.7 |
| (4) 介護保険会計 | 167,748 | 145,797 | △ 21,951 | △ 13.1 |
| (5) 介護サービス会計 | 101,264 | 78,230 | △ 23,034 | △ 22.7 |
| (6) 後期高齢会計 | 135,274 | 135,407 | 133 | 0.1 |
| (7) その他事業会計 | 779 | 0 | △ 779 | 皆減 |
| (8) 基金 | 297 | 257 | △ 40 | △ 13.5 |
| 10. 前年度繰上充用金 | 0 | 0 | 0 | — |
| 11. 普通建設事業費 | 1,020,324 | 1,803,568 | 783,244 | 76.8 |
| (1) 補助事業費 | 300,594 | 593,599 | 293,005 | 97.5 |
| (2) 単独事業費 | 712,178 | 1,206,871 | 494,693 | 69.5 |
| (3) 県営事業負担金 | 7,552 | 3,098 | △ 4,454 | △ 59.0 |
| (4) 受託事業費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 12. 災害復旧事業費 | 47,708 | 365,601 | 317,893 | 666.3 |
| (1) 補助事業費 | 14,807 | 159,644 | 144,837 | 978.2 |
| (2) 単独事業費 | 32,901 | 205,957 | 173,056 | 526.0 |
| 歳出合計 | 6,663,361 | 6,845,109 | 181,748 | 2.7 |

(3) 差 引

(単位：千円、%)

| 区 分 | 29年度 A | 30年度 B | 増減額 C=B-A | 伸率 C/A×100 |
|--------|---------|---------|--------------|---------------|
| 歳入歳出差引 | 434,289 | 431,252 | △ 3,037 | △ 0.7 |

6. 普通会計一般財源収支の状況

(1) 歳入

(単位：千円、%)

| 一般財源の歳入の性質による区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 構成比 | 増減額 | 伸率 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|----------|--------|
| 経常一般財源 A | 3,231,475 | 3,137,881 | 76.61% | △ 93,594 | △ 2.9 |
| 町 税 | 461,594 | 454,573 | 11.10% | △ 7,021 | △ 1.5 |
| 地 方 譲 与 税 | 58,511 | 59,136 | 1.44% | 625 | 1.1 |
| 利 子 割 交 付 金 | 913 | 877 | 0.02% | △ 36 | △ 3.9 |
| 配 当 割 交 付 金 | 1,669 | 1,241 | 0.03% | △ 428 | △ 25.6 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,815 | 969 | 0.02% | △ 846 | △ 46.6 |
| 地方消費税交付金 | 81,911 | 85,172 | 2.08% | 3,261 | 4.0 |
| 自動車取得税交付金 | 16,591 | 16,012 | 0.39% | △ 579 | △ 3.5 |
| 地方特例交付金 | 158 | 278 | 0.01% | 120 | 75.9 |
| 普通交付税 | 2,600,638 | 2,511,057 | 61.31% | △ 89,581 | △ 3.4 |
| 交通安全対策特別交付金 | 801 | 688 | 0.02% | △ 113 | △ 14.1 |
| 諸収入・その他 | 6,874 | 7,878 | 0.19% | 1,004 | 14.6 |
| 臨時一般財源 | 905,340 | 958,253 | 23.39% | 52,913 | 5.8 |
| 減税補てん債及び 臨時財政対策債 B | 58,884 | 120,611 | 2.94% | 61,727 | 104.8 |
| 特別交付税 | 426,629 | 483,442 | 11.80% | 56,813 | 13.3 |
| 繰越金・その他 | 419,827 | 354,200 | 8.65% | △ 65,627 | △ 15.6 |
| 合 計 | 4,136,815 | 4,096,134 | 100.00% | △ 40,681 | △ 1.0 |

(2) 歳出

| 一般財源の充当先の歳出の性質による区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 構成比 | 増減額 | 伸率 |
|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|
| 経常経費充当一般財源 C | 2,952,907 | 2,966,310 | 80.94% | 13,403 | 0.5 |
| 人 件 費 | 672,658 | 702,972 | 19.18% | 30,314 | 4.5 |
| 物 件 費 | 560,576 | 560,813 | 15.30% | 237 | 0.0 |
| 維持補修費 | 39,268 | 89,313 | 2.44% | 50,045 | 127.4 |
| 扶 助 費 | 66,900 | 68,931 | 1.88% | 2,031 | 3.0 |
| 補 助 費 等 | 570,578 | 555,733 | 15.16% | △ 14,845 | △ 2.6 |
| 公 債 費 | 603,142 | 568,365 | 15.51% | △ 34,777 | △ 5.8 |
| 投資・出資等 | 1,480 | 2,805 | 0.08% | 1,325 | 89.5 |
| 繰 出 金 | 438,305 | 417,378 | 11.39% | △ 20,927 | △ 4.8 |
| 臨時的経費充当一般財源 | 749,619 | 698,572 | 19.06% | △ 51,047 | △ 6.8 |
| 普 補 助 | 31,183 | 63,208 | 1.72% | 32,025 | 102.7 |
| 投 通 単 独 | 174,354 | 101,847 | 2.78% | △ 72,507 | △ 41.6 |
| 資 建 県 営 事 業 負 担 金 | 76 | 0 | 0.00% | △ 76 | 皆減 |
| 的 設 そ の 他 | 0 | 0 | 0.00% | 0 | — |
| 経 費 (小計) | 205,613 | 165,055 | 4.50% | △ 40,558 | △ 19.7 |
| 災 害 復 旧 費 | 22,786 | 129,212 | 3.53% | 106,426 | 467.1 |
| (計) | 228,399 | 294,267 | 8.03% | 65,868 | 28.8 |
| 積 立 金 | 0 | 0 | 0.00% | 0 | — |
| 繰 出 金 | 214,520 | 77,318 | 2.11% | △ 137,202 | △ 64.0 |
| 補助費等・その他 | 306,700 | 326,987 | 8.92% | 20,287 | 6.6 |
| 合 計 | 3,702,526 | 3,664,882 | 100.00% | △ 37,644 | △ 1.0 |

(3) 差引

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 構成比 | 増減額 | 伸率 |
|--------|---------|---------|-----|---------|-------|
| 歳入歳出差引 | 434,289 | 431,252 | | △ 3,037 | △ 0.7 |

* 経常収支比率 (C/(A+B) × 100)

89.7%

91.0%

令和元年8月22日

日南町長 中村英明様

日南町監査委員 藤森高善

日南町監査委員 岩崎昭男

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 日南町普通会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名 | 平成30年度 | 早期健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| ① 実質赤字比率 | — % | 15.0 % |
| ② 連結実質赤字比率 | — % | 20.0 % |
| ③ 実質公債費比率 | 7.4 % | 25.0 % |
| ④ 将来負担比率 | — % | 350.0 % |

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質収支は黒字であり、良好と認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質収支は黒字であり、良好と認められる。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は7.4%となっており、良好な状態と認められる。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担額は充当可能財源等を下回り、良好な状態と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。更に健全財政の運営に努力されたい。

令和元年8月22日

日南町長 中村英明様

日南町監査委員 藤森高善

日南町監査委員 岩崎昭男

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく資金不足比率について、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 日南町簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名 | 平成30年度 | 経営健全化基準 |
|----------|----------|-------------|
| ① 資金不足比率 | (%) — | (%) 20.0 |

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成30年度の資金収支は黒字となっており、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

更なる経営努力を望みたい。

令和元年8月22日

日南町長 中村英明様

日南町監査委員 藤森高善

日南町監査委員 岩崎昭男

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく資金不足比率について、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 日南町農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名 | 平成30年度 | 経営健全化基準 |
|----------|----------|-------------|
| ① 資金不足比率 | (%) — | (%) 20.0 |

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成30年度の資金収支は黒字となっており、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

更なる経営努力を望みたい。

令和元年8月22日

日南町長 中村英明様

日南町監査委員 藤森高善

日南町監査委員 岩崎昭男

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく資金不足比率について、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名 | 平成30年度 | 経営健全化基準 |
|----------|----------|-------------|
| ① 資金不足比率 | (%) — | (%) 20.0 |

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成30年度の資金収支は黒字となっており、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

更なる経営努力を望みたい。

令和元年8月22日

日南町長 中村英明様

日南町監査委員 藤森高善

日南町監査委員 岩崎昭男

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の決算に基づく資金不足比率について、次のとおり意見書を提出する。

平成30年度 日南町病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名 | 平成30年度 | 経営健全化基準 |
|----------|----------|-------------|
| ① 資金不足比率 | (%) — | (%) 20.0 |

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成30年度の資金収支は黒字となっており、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

更なる経営努力を望みたい。

平成30年度

日南町一般会計、特別会計及び病院事業
会計決算並びに基金運用状況審査意見書

日南町監査委員

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度日南町一般会計、各特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和元年8月22日

日南町監査委員 藤 森 高 善

日南町監査委員 岩 崎 昭 男

日南町長 中 村 英 明 様

第1 審査した決算及び帳簿、証書等

平成30年度日南町一般会計歳入歳出決算

平成30年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度日南町病院事業会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算事項別明細書、関係諸帳簿及び証拠書類

平成30年度日南町病院事業会計損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、関係諸帳簿及び証拠書類

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金の運用状況を示す書類

第2 審査の期間

令和元年7月23日から同年8月22日まで

事務調査 7月23日、24日、25日、26日、8月1日、2日、8日、9日、
16日、19日、22日

現地調査 8月5日、6日（6カ所）

第3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、損益計算書、貸借対照表及び剰余金計算書について、関係課長等からの説明聴取などの方法により計数の正確性、支出命令等との符合、収支の適法性等について審査した。

また、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類については、適正な管理、運用がなされているかなど審査した。

第4 審査の結果

1. 一般会計及び各特別会計決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、損益計算書、貸借対照表及び剰余金計算書は、法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数は正確であり、執行は適正であることを確認した。
2. 財産に関する調書については、土地及び建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権及び基金について、調書の計数と財産台帳、歳入原簿、備品台帳、預金証書等と照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められた。
3. 基金の運用状況では、その計数は正確であった。

第5 決算の総括

1. 平成30年度の決算規模は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 年度 | 会 計 | 歳 入 | 歳 出 | 差引・比較増減 | |
|----------|-----------|---------------|-----------|---------|---------|
| 30 | 一 般 会 計 | 7,278,859 | 6,847,607 | 431,252 | |
| | 前年度比較増減額 | 178,281 | 181,318 | △ 3,037 | |
| | 前年度比較増減率 | 2.5 | 2.7 | | |
| | 特 別 会 計 | 2,566,367 | 2,195,914 | 370,453 | |
| | 前年度比較増減額 | △ 16,446 | △ 332,077 | 315,631 | |
| | 前年度比較増減率 | △ 0.6 | △ 13.1 | | |
| | 内 訳 | 国民健康保険 | 664,999 | 664,678 | 321 |
| | | 簡易水道事業 | 320,207 | 194,881 | 125,326 |
| | | 農業集落排水事業 | 368,601 | 155,986 | 212,615 |
| | | 介護保険 | 989,190 | 957,842 | 31,348 |
| | | 介護サービス事業 | 97,254 | 96,964 | 290 |
| | | 後期高齢者医療 | 95,732 | 95,349 | 383 |
| | | 再生可能エネルギー発電事業 | 30,384 | 30,214 | 170 |
| 合 計 | 9,845,226 | 9,043,521 | 801,705 | | |
| 前年度比較増減額 | 161,835 | △ 150,759 | 312,594 | | |
| 前年度比較増減率 | 1.7 | △ 1.6 | | | |
| 29 | 一 般 会 計 | 7,100,578 | 6,666,289 | 434,289 | |
| | 特 別 会 計 | 2,582,813 | 2,527,991 | 54,822 | |
| | 内 訳 | 国民健康保険 | 719,422 | 719,319 | 103 |
| | | 簡易水道事業 | 379,003 | 378,848 | 155 |
| | | 農業集落排水事業 | 250,942 | 243,730 | 7,212 |
| | | 介護保険 | 1,016,789 | 969,441 | 47,348 |
| | | 介護サービス事業 | 124,962 | 124,962 | 0 |
| | | 後期高齢者医療 | 90,468 | 90,464 | 4 |
| | | 再生可能エネルギー発電事業 | 1,227 | 1,227 | 0 |
| | 合 計 | 9,683,391 | 9,194,280 | 489,111 | |

一般会計と特別会計（病院事業会計を除く）を合わせた決算額は、歳入で9,845,226千円、歳出が9,043,521千円である。前年度と比較すると、歳入は161,835千円(1.7%)の増額、歳出は150,759千円(△1.6%)の減額となっている。

また、翌年度へ繰越された額は、801,705千円である。

2. 一般会計の歳入決算の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 区分 款 | 29年度 | | 30年度 | | 対前年度 増減額 | 対前年度 増減率 |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|-------------|-------------|
| | 決算額 | 構成比率 | 決算額 | 構成比率 | | |
| 依 存 財 源 | 4,944,709 | 69.6 | 5,819,000 | 79.9 | 874,291 | 17.7 |
| 地方譲与税 | 58,511 | 0.8 | 59,136 | 0.8 | 625 | 1.1 |
| 利子割交付金 | 913 | 0.0 | 877 | 0.0 | △ 36 | △ 3.9 |
| 配当割交付金 | 1,669 | 0.0 | 1,241 | 0.0 | △ 428 | △ 25.6 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,815 | 0.0 | 969 | 0.0 | △ 846 | △ 46.6 |
| 地方消費税交付金 | 81,911 | 1.2 | 85,172 | 1.2 | 3,261 | 4.0 |
| 自動車取得税交付金 | 16,591 | 0.2 | 16,012 | 0.2 | △ 579 | △ 3.5 |
| 地方特例交付金 | 158 | 0.0 | 278 | 0.0 | 120 | 75.9 |
| 地方交付税 | 3,027,267 | 42.7 | 2,994,499 | 41.2 | △ 32,768 | △ 1.1 |
| 交通安全対策特別交付金 | 801 | 0.0 | 688 | 0.0 | △ 113 | △ 14.1 |
| 国庫支出金 | 321,194 | 4.5 | 410,758 | 5.6 | 89,564 | 27.9 |
| 県支出金 | 822,395 | 11.6 | 777,859 | 10.7 | △ 44,536 | △ 5.4 |
| 町債 | 611,484 | 8.6 | 1,471,511 | 20.2 | 860,027 | 140.6 |
| 自 主 財 源 | 2,155,869 | 30.4 | 1,459,859 | 20.1 | △ 696,010 | △ 32.3 |
| 町税 | 461,594 | 6.5 | 454,573 | 6.2 | △ 7,021 | △ 1.5 |
| 分担金及び負担金 | 8,613 | 0.1 | 12,481 | 0.2 | 3,868 | 44.9 |
| 使用料及び手数料 | 79,477 | 1.1 | 73,658 | 1.0 | △ 5,819 | △ 7.3 |
| 財産収入 | 87,059 | 1.2 | 99,242 | 1.4 | 12,183 | 14.0 |
| 寄附金 | 6,885 | 0.1 | 7,874 | 0.1 | 989 | 14.4 |
| 繰入金 | 18,418 | 0.3 | 107,725 | 1.5 | 89,307 | 484.9 |
| 繰越金 | 411,991 | 5.8 | 434,289 | 6.0 | 22,298 | 5.4 |
| 諸収入 | 1,081,832 | 15.3 | 270,017 | 3.7 | △ 811,815 | △ 75.0 |
| 合 計 | 7,100,578 | 100.00 | 7,278,859 | 100.00 | 178,281 | 2.5 |

一般会計歳入決算額は7,278,859千円で、前年度比較で178,281千円(2.5%)の増額となった。これは、前年度に比べ地方交付税、県支出金、町税及び諸収入等が減額になったものの、国庫支出金、町債、繰入金及び繰越金等が増額となったことによるものである。特に町債は、日南町体育館改築工事等大型ハード事業及び災害復旧事業において多額な借入れをしたことにより大幅な増額となった。

歳入決算額を依存財源と自主財源でみると、依存財源は 5,819,000 千円、自主財源は 1,459,859 千円で、前年度に比べ依存財源は 874,291 千円（17.7%）の増額となり、自主財源は 696,010 千円（△32.3%）の減額となっている。

構成比率は、依存財源率 79.9%、自主財源率 20.1%で、前年度に比べ自主財源率が 10.3 ポイント減少している。

3. 一般会計の歳出決算の状況（目的別）は、次表のとおりである。

（単位：千円、%）

| 区分 款 | 29年度 | | 30年度 | | 対前年度 増減額 | 対前年度 増減率 |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|-------------|-------------|
| | 決算額 | 構成比率 | 決算額 | 構成比率 | | |
| 議会費 | 95,427 | 1.4 | 70,859 | 1.0 | △ 24,568 | △ 25.8 |
| 総務費 | 751,773 | 11.3 | 811,277 | 11.8 | 59,504 | 7.9 |
| 民生費 | 1,135,058 | 17.0 | 1,067,330 | 15.6 | △ 67,728 | △ 6.0 |
| 衛生費 | 1,907,714 | 28.6 | 963,075 | 14.1 | △ 944,639 | △ 49.5 |
| 農林水産業費 | 1,025,442 | 15.4 | 1,154,115 | 16.9 | 128,673 | 12.6 |
| 商工費 | 37,409 | 0.6 | 61,918 | 0.9 | 24,509 | 65.5 |
| 土木費 | 519,096 | 7.8 | 501,921 | 7.3 | △ 17,175 | △ 3.3 |
| 消防費 | 148,626 | 2.2 | 307,103 | 4.5 | 158,477 | 106.6 |
| 教育費 | 402,623 | 6.0 | 969,199 | 14.2 | 566,576 | 140.7 |
| 災害復旧費 | 25,705 | 0.4 | 358,171 | 5.2 | 332,466 | 1,293.4 |
| 公債費 | 617,416 | 9.3 | 582,639 | 8.5 | △ 34,777 | △ 5.6 |
| 予備費 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | — |
| 合計 | 6,666,289 | 100.0 | 6,847,607 | 100.0 | 181,318 | 2.7 |

前年度に比べて議会費、民生費、衛生費及び公債費等が減額、一方農林水産業費、消防費、教育費及び災害復旧費等が増額し、一般会計歳出決算額は 6,847,607 千円で、前年度比較で 181,318 千円（2.7%）の増額となった。教育費では 29 年度からの繰越事業である日南町体育館改築工事の完成、また災害復旧費は激甚災害に指定された 7 月豪雨及び台風 24 号災害の復旧事業により、前年度比較で大幅な増額となった。

歳出の構成比をみると、農林水産業費が 16.9%を占め、次いで民生費が 15.6%、教育費が 14.2%である。

翌年度への繰越明許費は、林道新設改良事業、道路新設改良事業、防災対策事業、災害復旧費関係事業などで 1,364,723 千円となっている。

また、事故繰越しについては、林道災害復旧事業で 15,731 千円となっている。

4. 特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

| 特別会計 区分 | 予算現額(A) | 歳入 | | 歳出 | | 差引 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| | | 決算額(B) | (B)/(A) | 決算額(C) | (C)/(A) | |
| 国民健康保険 | 696,710 | 664,999 | 95.4 | 664,678 | 95.4 | 321 |
| 簡易水道事業 | 294,041 | 320,207 | 108.9 | 194,881 | 66.3 | 125,326 |
| 農業集落排水事業 | 212,242 | 368,601 | 173.7 | 155,986 | 73.5 | 212,615 |
| 介護保険 | 1,001,831 | 989,190 | 98.7 | 957,842 | 95.6 | 31,348 |
| 介護サービス事業 | 101,426 | 97,254 | 95.9 | 96,964 | 95.6 | 290 |
| 後期高齢者医療 | 96,076 | 95,732 | 99.6 | 95,349 | 99.2 | 383 |
| 再生可能エネルギー 発電事業 | 39,702 | 30,384 | 76.5 | 30,214 | 76.1 | 170 |
| 合 計 | 2,442,028 | 2,566,367 | 105.1 | 2,195,914 | 89.9 | 370,453 |

特別会計合計の予算現額 2,442,028 千円に対する決算総額は、歳入 2,566,367 千円、歳出 2,195,914 千円で、歳入歳出差引額は 370,453 千円である。前年度と比較すると歳入は 16,446 千円、歳出では 332,077 千円の減額となっている。

翌年度への繰越明許費は、簡易水道事業特別会計が 41,822 千円、農業集落排水事業特別会計が 25,000 千円、介護サービス事業特別会計が 1,890 千円となっている。

なお、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、平成 31 年度から地方公営企業法の財務規定を適用した事業会計へ移行となるため、平成 31 年 3 月 31 日時点での歳入、歳出額で決算をしている。

日南町病院事業会計は、損益計算（税抜後）において、収益的収入額が、1,166,741 千円、収益的支出額 1,109,921 千円で、当年度純利益は 56,820 千円となり、前年度繰越利益剰余金 767,131 千円をあわせ、当年度未処分利益剰余金は、823,951 千円となっている。

5. 町税等の収入未済額状況

【 一般会計 】

(単位：円、%)

| 区 分 | | 調定額 | 収入済額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 前 年 度 収入未済額 |
|---------------|-------|-------------|-------------|-------|-----------|------------|----------------|
| 町 税 | 現年課税分 | 455,604,694 | 451,621,810 | 99.1 | 0 | 3,982,884 | 3,941,065 |
| | 滞納繰越分 | 14,840,116 | 2,950,895 | 19.9 | 1,025,350 | 10,863,871 | 10,883,811 |
| | 計 | 470,444,810 | 454,572,705 | 96.6 | 1,025,350 | 14,846,755 | 14,824,876 |
| 社会福祉費負担金 | | 3,047,607 | 3,047,607 | 100.0 | 0 | 0 | 135,666 |
| 児童福祉費負担金(保育料) | | 314,420 | 276,200 | 87.8 | 0 | 38,220 | 43,220 |
| 総務管理費使用料 | | 28,228,194 | 25,811,517 | 91.4 | 0 | 2,416,677 | 0 |
| 住宅使用料 | | 24,133,824 | 19,329,869 | 80.1 | 34,605 | 4,769,350 | 4,807,655 |
| 定住促進施設使用料 | | 502,670 | 484,920 | 96.5 | 0 | 17,750 | 17,750 |
| 社会教育使用料 | | 1,832,703 | 1,632,703 | 89.1 | 0 | 200,000 | 0 |
| 住宅新築資金等貸付金 | | 10,768,556 | 170,500 | 1.6 | 0 | 10,598,056 | 10,768,556 |
| 雑 入 | | 36,344,671 | 34,988,438 | 96.3 | 0 | 1,356,233 | 541,719 |
| 合 計 | | 575,617,455 | 540,314,459 | 93.9 | 1,059,955 | 34,243,041 | 31,139,442 |

※ 督促手数料は除く

一般会計の収入未済額の合計は 34,243,041 円で、前年度より 3,103,599 円増加している。

【 特別会計 】

(単位：円、%)

| 区 分 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 前年度 収入未済額 |
|-------------------|-------------|-------------|-------|-----------|-------------|--------------|
| 国保 国民健康保険税 | 115,248,452 | 103,184,669 | 89.5 | 725,915 | 11,337,868 | 10,477,752 |
| 簡水 水道料金 | 72,327,747 | 68,973,855 | 95.4 | 323,090 | 3,030,802 | 2,828,467 |
| 水道施設負担金 | 657,000 | 623,000 | 94.8 | 0 | 34,000 | 68,000 |
| 雑入 | 17,199,034 | 9,120,450 | 53.0 | 0 | 8,078,584 | 0 |
| 水道事業債 | 35,100,000 | 0 | 0.0 | 0 | 35,100,000 | 0 |
| 過疎債 | 34,800,000 | 0 | 0.0 | 0 | 34,800,000 | 0 |
| 農集 下水道料 | 77,230,551 | 74,825,781 | 96.9 | 52,700 | 2,352,070 | 1,850,241 |
| 下水道分担金 (農集) | 646,400 | 646,400 | 100.0 | 0 | 0 | 203,400 |
| 下水道分担金 (特定) | 730,188 | 730,188 | 100.0 | 0 | 0 | 153,019 |
| 循環型社会形成 推進交付金 | 955,000 | 0 | 0.0 | 0 | 955,000 | 0 |
| 雑入 | 2,279,852 | 1,904,852 | 83.6 | 0 | 375,000 | 0 |
| 農業集落排水事業債 | 1,500,000 | 0 | 0.0 | 0 | 1,500,000 | 0 |
| 過疎債 | 3,900,000 | 0 | 0.0 | 0 | 3,900,000 | 0 |
| 特定地域生活排水 処理事業債 | 2,600,000 | 0 | 0.0 | 0 | 2,600,000 | 0 |
| 介護保険 介護保険料 | 145,799,460 | 144,509,960 | 99.1 | 61,400 | 1,228,100 | 864,560 |
| 介護サービス 自己負担金 | 511,599 | 0 | 0.0 | 511,599 | 0 | 511,599 |
| 施設使用料 | 53,700 | 0 | 0.0 | 53,700 | 0 | 53,700 |
| 後期 後期高齢者医療 保険料 | 52,811,000 | 52,871,100 | 100.1 | 0 | △ 60,100 | △ 143,700 |
| 合 計 | 564,349,983 | 457,390,255 | 81.0 | 1,728,404 | 105,231,324 | 16,867,038 |

※ 督促手数料は除く

特別会計の収入未済額の合計は105,231,324円で、前年度より88,364,286円増加している。この多額の増加は、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が、平成31年度から地方公営企業法の財務規定を適用した事業会計へ移行となるため、例年のような出納整理期間はなく、平成31年3月31日時点での収入状況で決算をしたことによる。

日南町病院事業会計の患者負担未収金は7,593,124円（前年度7,893,432円）であり、前年度より300,308円減少した。

以下、各会計の決算を審査した内容から若干の意見を述べておきたい。

1. 未収金の徴収について

平成30年度も4回の未収金取り組み会議を開催されるなど徴収強化を図り、預金並びに給与の差押えを積極的に実施された。その結果、町税等について24件、1,422,164円の徴収ができたことは高く評価できる。

しかしながら、時効消滅や所在不明等により町税では1,025,350円不納欠損の処理をされた。

税金や使用料等は行政運営の基となる原資であり、公平、公正、確実に徴収しなければならない。体制強化を図り、更なる努力を望む。

2. 会計事務処理について

支払事務の迅速性については昨年も指摘しているが、平成30年度も支払遅延があとを絶たない。支払遅延については、例月出納検査の伝票検査時にその都度指摘はしている。

請求から数ヶ月後に支払が行われている事案があり、このような事務処理は、業者や町民に迷惑をかけると同時に、町行政に対して不信感を与えかねない。

会計事務処理の重要性についての認識を持ち、緊張感を持って取り組んでいただきたい。

3. 基金の整理と運用について

基金は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するため設けるものであり、日南町には22件(平成31年3月31日現在)の基金がある。

日南町国民健康保険出産費資金貸付基金(平成30年度末残高1,509,308円)は、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、資金を貸付けることを目的に設置された基金である。しかし現在は、出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の普及に伴い、出産費貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなっている。今後、基金の廃止を検討されたい。

土木建設機械の購入及び更新等に備えるために、日南町土木建設機械整備基金(平成30年度末残高25,487,633円)が設置されているが、近年土木機械購入時に活用はされていない。また、用品を集中購買し事務を円滑かつ効率的に行うため、日南町用品調達基金(平成30年度末残高4,652,120円)を設置しているが、実態として地図と町章の管理にとどまっている。これらの基金の設置目的に沿った運用を図られたい。

4. 木下家の活用について

平成29年度に、町内最大の旧家である木下家を無償で譲渡を受け、その建物を会場に「アンティーク蔵出しオークション&フリーマーケット」を一昨年9月から今年の8月にかけて5回実施、西は島根県益田市、東は鳥取市から延べ800人の来場者を集客するなど一定の成果が見られた。

さらに、木下家の裏山にある約1.6ヘクタールのスギ山を「200年の森等木育整備事業」として、約7,500千円を投じて延べ350メートルの遊歩道が整備され、木下家が植林した200年生のスギが、散策しながら見学できるようになった。

しかしながら、今年に入ってからあまり利活用されておらず、今後は維持管理費がかさむなど多くの懸念材料がある。

体制を強化した観光協会を中心に、新たなイベントを企画し、町外からの交流人口の増加を目指していただきたい。

5. コンピュータシステムのリスク管理について

平成30年11月28日にグループウェア(メールや共有カレンダー等のソフトウェア)に障害が発生しシステムが停止した。当該グループウェアはメーカーのサポート期限が終了しており、障害の原因特定から復旧まで数日を要した。この間メール等が利用できず自治体業務に多大な影響があったとともに、復旧作業費とソフトウェア保守経費が発生することとなった。さらに、データバックアップが正常に取れていなかったため過去データの復旧もできなかった。

現在、行政事務の多くがコンピュータにより事務の効率化が図られているが、このような案件が発生したことは、基本的事項である業務システム管理とデータバックアップの重要性についての認識が甘いと言わざるを得ない。これら基本的事項はもとより、システム障害が発生した場合を想定した復旧訓練等も実施するなど、リスク管理の強化徹底を図りたい。

6. 備品管理の徹底について

日南町体育館の現地調査を行った際、購入した備品に「備品シール」の貼付けがなされていない。各所管課で管理している備品台帳の整理と備品管理の徹底を求める。